

5/ 2部
部内限り

8-14
婦人労働課業務参考資料第90号

図書番号
資料

No. 75-75②

婦人労働特別実態調査(個人調査)

— 昭和 51 年 —

労働省婦人少年局

目 次

は し が き	頁
第 1 調査の概要	1
第 2 調査結果の概要	3
Ⅰ 労働時間について	3
1. 始業・終業時刻の状況	3
2. 交替制勤務の種類別始業・終業時刻	4
3. 1日の最長総労働時間及び残業時間	11
(1) 最長総労働時間	11
(2) 残業時間	11
4. 残業の実施状況	16
(1) 残業時間及び残業日数	16
(2) 最繁忙期1ヵ月間の残業時間	19
5. 交替制勤務の状況	22
Ⅱ 深夜労働の状況	25
1. 深夜労働の有無及び理由	25
2. 過去1年間の最繁忙期における深夜労働日数	28
Ⅲ 休日労働の状況	30
1. 過去1ヵ月の休日労働の回数	30
2. 過去1年間の最繁忙期における1ヵ月間の休日労働の回数	32
Ⅳ 労働時間等に対する意識の状況	34
1. 1日の所定労働時間及び総労働時間に対する意識	34
2. 始業時刻・終業時刻に対する意識	34
(1) 始業時刻に対する意識	34
(2) 終業時刻に対する意識	35
3. 残業に対する意識	36
4. 深夜労働に対する意識	38
5. 休日労働に対する意識	40
6. 労働基準法による労働時間等の制限に関する意識	41
(1) 女子の労働時間等の保護に関する意識	41
イ 女子に対する制限の必要性	41

ロ 女子に対する制限すべき事項又は対象（「何らかの制限は必要」の内訳）	43
ハ 女子に対して制限が必要な理由	45
ニ 女子に対する制限の設け方	47
(2) 男子に対する制限の必要性	49

（付） 婦人労働特別実態調査個人票

は し が き

近年、婦人の職場進出がすすむなかで労働条件の改善を図るとともに婦人がその能力を有効に発揮し得る条件を整備することが求められている。

そこで、労働基準法に定められた労働時間等の現状を中心に、男女別に実態を把握し、行政の基礎資料に資する目的として実態調査を行った。

この報告書は、事業所票による調査結果にもとづいて、労働時間、休日、交替制及び深夜業等について詳細には握する必要のあるものに重点をおいて男女別に就業の実態をは握するため、常用労働者30人以上を雇用する事業所のなかから500事業所を選び、女子 $\frac{2}{3}$ 、男子 $\frac{1}{3}$ 程度の割合で適宜選定した男女5,000人を対象に調査した結果をまとめたものである。

したがって、報告書の利用にあたり、制約があることを了承願いたい。

昭和53年3月

労働省婦人少年局

第 1 調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、労働時間、休日、深夜労働等に関する制度及び実態を男女別に把握し、婦人労働行政施策の基礎資料とする。

2 調査の範囲

(1) 地 域 全 国

(2) 産 業 日本標準産業分類に基づく次に掲げる 9 大産業とする。

1 鉱 業 2 建設業 3 製造業 4 卸売業、小売業 5 金融・保険業

6 不動産業 7 運輸・通信業 8 電気・ガス・水道・熱供給業

9 サービス業（家事サービス、教育、外国公務を除く）

(3) 事 業 所

（2）に掲げる産業に属し、常時 30 人以上の労働者を雇用する民営事業所のうち、一定の方法で抽出した約 5,000 事業所

(4) 労 働 者

上記の事業所に雇用される常用労働者のうち、一定の方法で抽出した男女約 5,000 人

3 調査事項

次に掲げる事項とする。

(1) 本人の性、年齢、学歴、勤続年数、職種

(2) 始業・終業時刻及び労働時間

(3) 過去 1 カ月の残業時間及び残業日数

(4) 交替制勤務の有無及び種類

(5) 深夜労働の有無及び理由

(6) 休日労働の有無及び回数

(7) 労働時間、始業・終業時刻、残業、深夜労働、休日労働に対する意識

(8) 女子の労働時間等の保護に対する意識

4 調査対象期間

原則として昭和 51 年 7 月の 1 カ月間とし、調査事項によっては 51 年 7 月 31 日現在、あるいは 50 年 8 月 1 日から 51 年 7 月 31 日までの 1 年間とする。

5. 調査実施期間

昭和51年8月1日から9月30日までとする。

6. 調査機関

労働省婦人少年局 — 各婦人少年室

7. 調査方法

個人票 実地自計

8. 集計方法

労働婦人少年局において集計する。

第2 調査結果の概要

I 労働時間について

1. 始業・終業時刻の状況

始業・終業時刻の日又は週による同異別では、「日によって異なる」は男女とも20%台であり、「週によって異なる」は男女とも少ない。「異なるない」は男子で53%、女子で68%と男女とも高い。

産業別では、「日によって異なる」は男女とも金融・保険業で80%以上と高い。

規模別では、「日によって異なる」は男女とも規模が小さいほど割合が高くなる傾向にある。

職種別では、「日によって異なる」は男女とも運輸・通信従事者及びサービス職業従事者が半数以上であり、「週によって異なる」は男女とも技能工・生産工程作業従事者が高い(第1表)。

第1表 始業・終業時刻の状況

(%)

	計	男				女				
		日によって異なる	週によって異なる	異なるない	不明	計	日によって異なる	週によって異なる	異なるない	不明
計	100.0	28.8	17.7	52.5	1.0	100.0	24.1	6.7	68.1	1.1
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	100.0	42.9	0	50.0	7.1	100.0	31.4	0	68.6	0
製造業	100.0	16.4	22.2	60.5	1.0	100.0	8.6	8.5	81.7	1.1
卸売業、小売業	100.0	29.0	7.0	64.0	0	100.0	29.7	4.4	65.8	0
金融・保険業	100.0	79.8	16.7	3.6	0	100.0	87.1	5.0	7.9	0
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業	100.0	67.8	6.9	25.3	0	100.0	55.9	0.7	42.6	0.7
電気・ガス・水道・熱供給業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	100.0	57.8	3.3	37.0	1.9	100.0	59.3	2.8	35.4	2.5
30～99人	100.0	38.1	14.0	47.2	0.7	100.0	31.3	5.4	63.0	0.2
100～499人	100.0	29.2	13.1	56.5	1.2	100.0	24.2	5.3	69.6	0.9
500人以上	100.0	25.3	22.5	51.3	0.9	100.0	21.3	8.2	68.8	1.7
専門的技術的職業従事者	100.0	42.2	6.4	50.5	0.9	100.0	64.9	2.1	31.4	1.6
管理的職業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事務従事者	100.0	35.5	3.1	60.7	0.7	100.0	27.1	1.3	71.0	0.5
販売従事者	100.0	32.5	5.0	62.3	0	100.0	40.3	8.3	51.4	0
運輸・通信従事者	100.0	54.0	9.5	36.5	0	100.0	69.5	5.7	23.8	1.0
技能工・生産工程作業従事者	100.0	17.9	29.0	52.0	1.1	100.0	5.3	14.1	79.3	1.2
サービス職業従事者	100.0	67.0	3.2	29.8	0	100.0	52.8	3.5	40.3	3.5
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注)「—」は労働者数が少ないため省略した。このため文章中では掲上したものについて述べてある。(以下第21表まで同じ。)

2. 交替制勤務の種類別始業・終業時刻の状況

○ 2交替1番勤務

始業時刻について、男女別にみると、男子は8時以後（57％）、女子は5時台（34％）の時間帯がそれぞれ最も多くなっており、女子の方が早い時間帯の割合が高い。

産業別にみると、男子は製造業、サービス業とも8時以降の時間帯が最も多く、女子は製造業では5時台、サービス業では8時以後の時間帯が最も多い。

職種別では、男子は技能工・生産工程作業従事者及びサービス職業従事者とも8時以降の時間帯が最も多く、女子は技能工・生産工程作業従事者は5時台、事務従事者、販売従事者、運輸・通信従事者及びサービス職業従事者は8時以後の時間帯がそれぞれ最も多くなっている。

終業時刻については、男女とも16時以降の時間帯が最も多いが、女子は13時台の時間帯も多い。

産業別にみると、男子は製造業及びサービス業とも16時以降の時間帯が最も多く、女子は製造業は13時台、サービス業は16時以後の時間帯がそれぞれ最も多い。

職種別では、男子は技能工・生産工程作業従事者及びサービス職業従事者とも16時以後の時間帯が最も多く、また、女子は技能工・生産工程作業従事者は13時台、事務従事者、販売従事者、運輸・通信従事者及びサービス職業従事者は16時以降の時間帯が最も多くなっている。

○ 2交替2番勤務

始業時刻について男女別にみると、男子は16時以降（62％）、女子は13時台（45％）の時間帯が最も多く、女子の方が早い時間帯の割合が高い。

産業別にみると、男子は、製造業、サービス業とも16時以降の時間帯が最も多く、女子は製造業では13時台、サービス業では16時以降の時間帯が最も多い。

職種別では、男子は、技能工・生産工程作業従事者及びサービス職業従事者とも16時以降及び12時台、女子は技能工・生産工程作業従事者は13時台、事務従事者、販売従事者、運輸・通信従事者及びサービス職業従事者は16時以降の時間帯が最も多くなっている。

終業時刻については、男子は0時以降（62％）、女子は22時台（51％）の時間帯が最も多い。

産業別にみると、男子は製造業及びサービス業とも0時以降の時間帯が最も多いが、サービス業では22時台もかなり多い。また、女子の場合は、製造業は22時台が最も多く、サービス業は21時台に次いで0時以降の時間帯も多い。

職種別では、男子は技能工・生産工程作業従事者は0時以降が最も多く、サービス職業従事者は22時台、次いで0時以降も多い。女子は、技能工・生産工程作業従事者は22時台、サービス職業従事者は21時台が最も多い。事務従事者、販売従事者及び運輸・通信従事者は0時以降が最も多い。

○ 3 交替 1 番勤務

始業時刻について、男子は 8 時以降（40％）に次いで 7 時台も多いが、女子は 8 時以降（69％）の割合が著しく高い。

産業別にみると、男子の場合、製造業は 7 時台に次いで 8 時以降の時間帯も多い。また、サービス業については 8 時以降が最も多い。女子の場合は製造業では 7 時台及び 8 時以降の時間帯の割合が高く、サービス業は 8 時以降が多い。

職種別では、男子の場合、技能工・生産工程作業従事者は 7 時台に次いで 8 時以降の時間帯が多く、専門的技術的職業従事者及びサービス職業従事者は 8 時以降の時間帯が多い。また女子については、技能工・生産工程作業従事者は 7 時台、専門的技術的職業従事者、運輸・通信従事者及びサービス職業従事者は 8 時以降の時間帯がそれぞれ最も多い。

終業時刻については、男子は 16 時以降（39％）に次いで 15 時台も多いが、女子の場合は 16 時以降（78％）が著しく高い。

産業別にみると、男子は製造業については 15 時台に次いで 16 時以降の時間帯も多く、サービス業については 16 時以降が最も多い。女子は製造業及びサービス業とも 16 時以降が最も多い。

職種別にみると、男子は技能工・生産工程作業従事者については、15 時台に次いで 16 時以降も多く、専門的技術的職業従事者及びサービス職業従事者については 16 時以降が最も多い。女子は、各職種とも 16 時以降の時間帯が最も多いが、技能工・生産工程作業従事者については 14 時台も多い。

○ 3 交替 2 番勤務

始業時刻について、男女とも 16 時以降が最も多い。

産業別にみると、男子は、製造業及びサービス業とも 16 時以降が最も多い。また、女子についても、製造業、サービス業とも 16 時以降が著しく多い。

職種別では、男子は、技能工・生産工程作業従事者及びサービス職業従事者とも 16 時以降が最も多い。専門的技術的職業従事者では 15 時台と 16 時以降が最も多い。女子は専門的技術的職業従事者、運輸・通信従事者、技能工・生産工程作業従事者及びサービス職業従事者とも 16 時以降が最も多くなっている。

終業時刻について、男子は 22 時台（35％）が最も多く、女子は 0 時以降（80％）が著しく多い。

産業別にみると、男子は、製造業においては 22 時台、サービス業では 0 時以降が最も多い。女子は、製造業、サービス業とも 0 時以降が圧倒的に多い。

職種別では、男子の場合、専門的技術的職業従事者は 22 時台及び 0 時以降、技能工・生産工程作業従事者は 22 時台、サービス職業従事者は 0 時以降が最も多い。女子は、専門的技術的職

業従事者、運輸・通信従事者、技能工・生産工程作業従事者及びサービス職業従事者とも0時以降が最も多い。

○ 3 交替3 番勤務

始業時刻について、男子は0時以降（32％）が最も多く、次いで22時台（28％）が多い。女子も0時以降（85％）が著しく多くなっている。

産業別にみると、男子は製造業が22時台及び0時以降が多く、サービス業は0時以降が最も多い。女子は、製造業、サービス業とも0時以降が著しく多い。

職種別では、専門的技術的職業従事者では21時台及び0時以降が最も多く、技能工・生産工程作業従事者については、22時台が最も多く、次いで0時以降、23時台も多い。サービス職業従事者では0時以降が著しく高い。女子は専門的技術的職業従事者、運輸・通信従事者、技能工・生産工程作業従事者及びサービス職業従事者とも0時以降が著しく高い。

終業時刻について、男子は、8時以降（45％）が最も多く、女子は8時以降が90％で著しく高い。

産業別にみると、男子は、製造業及びサービス業とも8時以降が最も多いが製造業では7時台も多い。女子は、製造業、サービス業とも8時以降が最も高い。

職種別では、男子は、技能工・生産工程作業従事者については8時以後が最も多く、次いで7時台となっている。専門的技術的職業従事者及びサービス職業従事者は8時以降が多い。女子は、専門的技術的職業従事者、運輸・通信従事者、技術工・生産工程作業従事者及びサービス職業従事者とも8時以降が最も多い。（第2表）

第2表-1 交替制勤務の種別別始業・終業時刻

(男)(名)

	2 交 替												3 交 替												
	1番(計=100)						2番(計=100)						1番(計=100)						2番(計=100)						
	0:00	5:00	6:00	7:00	8:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00
	4:59	5:59	6:59	7:59	8:59	12:59	13:59	14:59	15:59	16:59	4:59	5:59	6:59	7:59	8:59	12:59	13:59	14:59	15:59	16:59	20:59	21:59	22:59	23:59	19:59
計	0.9	10.7	7.7	17.9	57.3	6.4	15.4	6.8	3.8	6.24	0	6.5	15.0	3.72	39.9	4.8	13.0	15.4	28.7	36.5	4.4	15.4	27.6	18.4	31.7
鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製 造 業	0.6	13.3	7.2	14.4	57.8	3.9	16.1	7.2	3.3	6.33	0	8.0	16.0	39.9	35.3	4.2	15.1	17.6	29.8	32.4	5.5	16.4	32.4	20.2	23.9
運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	0	3.8	19.2	19.2	57.7	23.1	23.1	7.7	3.8	4.23	0	0	23.1	15.4	53.8	15.4	3.8	3.8	0	69.2	0	0	0	0	88.5
専門的技術的職業従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	25.0	75.0	8.3	8.3	0	41.7	41.7	16.7	33.3	8.3	0	33.3
管理・業務的職業従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
販売従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
技能工・生産工・製作業従事者	0.6	14.1	7.6	17.1	53.5	3.5	16.5	7.1	2.4	6.41	0	7.6	16.1	40.7	34.7	3.8	14.0	18.6	29.7	32.6	4.7	15.7	31.8	21.6	25.0
サービス業従事者	0	4.2	20.8	29.2	45.8	25.0	25.0	8.3	4.2	3.75	0	0	28.6	9.5	52.4	19.0	4.8	4.8	0	61.9	0	0	0	0	90.5
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 不明を省略したため、横の計は100.0にならない。

第2表-3 交番制勤務の種別別始業・終業時刻

(男)(名)

	結 業 時 刻												交 番 時 刻											
	2 交 番						3 交 番						4 交 番						5 交 番					
	1番(計=100)						2番(計=100)						1番(計=100)						2番(計=100)					
	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
計	0.9	1.0	5.6	1.0	6.7	6.7	4.3	5.6	2.0	3.0	6.1	0.0	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	0.6	1.2	6.7	8.3	6.5	6.5	3.3	3.3	2.1	2.2	6.3	0.0	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00
運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	3.8	7.7	3.8	1.2	6.5	6.5	3.8	1.2	3.0	7.7	3.8	0.0	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00
専門的技術的職業従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管理職的職業従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
販売従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
技能工・生産工・製作業従事者	0.6	1.3	7.1	1.1	6.0	6.0	2.9	2.4	2.2	1.8	6.3	0.0	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00
サービス業従事者	4.2	8.3	4.2	2.0	6.2	6.2	4.2	2.5	3.3	8.3	2.9	4.8	4.8	4.8	14.3	9.5	5.7	1.9	9.5	9.5	9.5	0	5.2	0
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第2表-4 交番制勤務の種類別始業・終業時刻

(女)(名)

	終 業 時 刻																								
	2 交 番						3 交 番																		
	1番(計=100)						2番(計=100)						3番(計=100)												
12:00 ～ 12:59	13:00 ～ 13:59	14:00 ～ 14:59	15:00 ～ 15:59	16:00 ～ 16:59	20:00 ～ 20:59	21:00 ～ 21:59	22:00 ～ 22:59	23:00 ～ 23:59	0:00 ～ 0:59	12:00 ～ 12:59	13:00 ～ 13:59	14:00 ～ 14:59	15:00 ～ 15:59	16:00 ～ 16:59	20:00 ～ 20:59	21:00 ～ 21:59	22:00 ～ 22:59	23:00 ～ 23:59	0:00 ～ 0:59	4:00 ～ 4:59	5:00 ～ 5:59	6:00 ～ 6:59	7:00 ～ 7:59	8:00 ～ 8:59	
計	0.4	34.3	10.7	8.6	41.8	82	125	51.4	1.1	23.6	0.9	8.7	6.1	78.3	3.5	1.7	0.9	6.1	80.0	0	0.9	0	2.6	90.4	
鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
製 造 業	0	55.9	15.9	9.4	18.2	5.9	4.7	77.1	0	11.8	0	3.0	24.2	3.0	66.7	3.0	0	0	93.9	0	0	0	0	0	97.0
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
サービス業	1.5	1.5	4.6	12.3	69.2	77	33.8	16.9	4.6	32.3	1.4	0	2.8	8.5	80.3	4.2	2.8	1.4	9.9	70.4	0	0	0	4.2	87.3
専門的技術的 職業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	1.9	7.4	90.7	0	1.9	1.9	13.0	77.8	0	0	0	5.6	92.6
管理 職業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事務従事者	0	4.2	0	8.3	83.3	125	16.7	125	8.3	45.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
販売従事者	0	0	0	37	88.9	185	14.8	11.1	0	48.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸・ 通信従事者	0	0	0	0	86.7	0	0	0	6.7	73.3	0	0	0	0	100.0	4.8	0	0	95.2	0	4.8	0	0	95.2	
技能工・生業工 操作業従事者	0	59.1	15.7	10.1	15.1	6.3	5.0	81.8	0	6.9	0	0	36.8	5.3	52.6	5.3	0	0	89.5	0	0	0	0	94.7	
サービス 職業従事者	2.3	0	9.1	11.4	65.9	11.4	43.2	15.9	0	27.3	6.3	6.3	12.5	37.5	12.5	6.3	0	0	50.0	0	0	0	0	68.8	
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 1日の最長総労働時間及び残業時間

(1) 最長総労働時間

過去1カ月間（51年7月中。又は7月に相当する賃金締切期間をいう。以下同じ。）に最も長く働いた日の総労働時間は、男子では10時間以上12時間未満が31%と多く、女子では10時間未満までがそれぞれ20%台が多い。

産業別では、男子ではいずれの産業とも10時間以上12時間未満が24～38%と高い。女子では9時間以上10時間未満については卸売業、小売業と金融・保険業の占める割合が高く、8時間以上9時間未満についてはサービス業が高い。8時間未満については他の産業が高い。

規模別では、10時間未満の割合でみると男子は各規模とも4割台、女子は各規模とも7割台で、いずれも規模による差はみられない。

職種別では、男子が10時間以上12時間未満に全職種が高いが、女子では、8時間未満については運輸・通信従事者及び技能工・生産工程作業従事者がそれぞれ30%と高く、8時間以上9時間未満についてはサービス職業従事者と専門的技術的職業従事者の割合が高く、9時間以上10時間未満については販売従事者（32%）及び事務従事者（27%）と高い。

役職の有無別では、男子が「あり」と「なし」とも10時間以上12時間未満で30%台で高く、女子では「あり」が9時間以上10時間未満で31%、「なし」が8時間未満で27%と高い。

(2) 残業時間

過去1カ月間の最長総労働時間のうち残業時間は、男子では2時間以上4時間未満が38%と多く、女子では、30分未満が39%、2時間が31%と多い。

産業別では、男子が運輸・通信業を除いて、2時間以上4時間未満のものが多く、女子では2時間が卸売業、小売業及び金融・保険業でそれぞれ32%、49%と最も高い割合を占めているが、他の産業は30分未満のものが最も多く、2時間がこれに次いで2つの山がみられる。

規模別では、男子では各規模とも2時間以上4時間未満の割合が高く、4時間未満でみると、30～99人の68%、500人以上の71%と規模が大きいほど割合が高くなり、女子では、30分未満と2時間の割合が高い。

職種別において、男子ではその他の職種を除く職種のいずれも2時間以上4時間未満が最も高く、女子では専門的技術的職業従事者及び販売従事者では2時間以上の割合が最も高く、これ以外の職種では30分未満の割合が最も高いが、いずれの職種も30分未満と2時間の時間帯が多く、2つの山がみられる。

役職の有無別において、男子は役職の有無による差はあまりみられないが、女子は役職「あり」の場合2時間、「なし」では30分未満の割合が最も高くなっており、役職者の方が残業時間が長くなっている。（第3表）

第 3 表 1 日の最長

		総 労 働 時 間						
		計	8時間 未 満	8時間以 上9時間 未 満	9 〃 ～ 1 0 〃	1 0 〃 ～ 1 2 〃	1 2 〃 ～ 1 4 〃	1 4 〃 ～ 1 6 〃
計		1 0 0.0	1 1.3	1 3.0	1 9.3	3 0.9	1 2.7	4.5
鉱 業		—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		—	—	—	—	—	—	—
製 造 業		1 0 0.0	1 1.2	1 3.0	2 1.1	3 2.1	1 2.0	3.8
卸 売 業、小 売 業		1 0 0.0	1 2.0	1 0.0	1 5.0	3 1.0	1 5.0	2.0
金 融・保 險 業		1 0 0.0	7.1	1 3.1	1 9.0	3 8.1	1 1.9	3.6
不 動 産 業		1 0 0.0	—	—	—	—	—	—
運 輸・通 信 業		1 0 0.0	1 1.5	1 1.5	5.7	2 4.1	1 9.5	1 0.3
電気・ガス・水道・熱供給業		—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業		1 0 0.0	1 0.4	1 6.6	1 6.1	2 5.1	1 4.2	7.1
3 0 ～ 9 9 人		1 0 0.0	8.4	1 6.1	1 7.7	2 6.8	1 1.4	5.4
1 0 0 ～ 4 9 9 人		1 0 0.0	1 0.3	1 4.7	1 8.4	2 9.0	1 4.8	4.5
5 0 0 人 以 上		1 0 0.0	1 3.1	1 0.7	2 0.3	3 4.0	1 1.5	4.2
専門的技術的職業従事者		1 0 0.0	1 3.8	1 6.5	1 4.7	2 9.4	1 6.5	1.8
管理的職業従事者		—	—	—	—	—	—	—
事 務 従 事 者		1 0 0.0	1 3.4	1 1.6	1 7.1	3 3.3	1 4.3	4.4
販 売 従 事 者		1 0 0.0	1 5.6	1 3.0	1 8.2	2 7.3	1 1.7	2.6
運 輸・通 信 従 事 者		—	—	—	—	—	—	—
技能工・生産工程作業従事者		1 0 0.0	1 0.2	1 3.2	2 2.6	3 1.9	1 0.9	3.7
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者		1 0 0.0	7.4	1 9.1	1 4.9	1 9.1	1 3.8	1 1.7
そ の 他		1 0 0.0	2 2.2	0	5.6	2 7.8	2 2.2	1 1.1
役 職	有	1 0 0.0	1 3.2	1 2.7	1 7.3	3 2.1	1 3.2	5.3
	無	1 0 0.0	1 0.6	1 3.1	1 9.8	3 0.6	1 2.5	4.3

総労働時間及び残業時間

(%)

男									
残 業 時 間									
16時間 以上	不 明	計	1時間 未 満	1時間以上 2時間未 満	2 〃 ～ 4 〃	4 〃 ～ 6 〃	6 〃 ～ 8 〃	8時間 以上	不 明
2.6	5.7	100.0	19.2	12.3	38.2	15.1	5.6	3.6	5.9
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1.4	5.5	100.0	18.8	14.3	40.9	13.5	4.3	3.5	4.9
2.0	13.0	100.0	20.0	11.0	34.0	18.0	3.0	3.0	11.0
1.2	6.0	100.0	7.1	11.9	41.7	23.8	7.1	0	8.3
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14.9	2.3	100.0	24.1	4.6	18.4	23.0	17.2	9.2	3.4
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3.8	6.6	100.0	22.7	6.6	31.8	17.5	8.1	2.8	10.4
4.0	10.4	100.0	24.1	12.4	31.1	12.7	7.7	3.3	8.7
3.5	4.8	100.0	19.0	11.8	37.8	16.6	5.4	4.1	5.3
1.5	4.8	100.0	17.6	12.5	41.2	14.9	5.0	3.4	5.4
2.8	4.6	100.0	21.1	9.2	35.8	20.2	1.8	4.6	7.3
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1.3	4.6	100.0	19.1	9.0	40.1	18.0	6.6	2.2	5.0
0	11.7	100.0	23.4	11.7	32.5	16.9	2.6	5.2	7.8
—	—	100.0	15.9	4.8	23.8	22.2	14.3	14.3	4.8
1.8	5.7	100.0	18.1	15.7	40.4	12.6	4.6	3.7	4.9
4.3	9.6	100.0	23.4	6.4	30.9	11.7	10.6	1.1	16.0
11.1	0	100.0	33.3	5.6	16.7	27.8	16.7	0	0
2.3	3.9	100.0	20.1	11.5	38.1	16.4	7.2	3.0	3.7
2.7	6.3	100.0	18.8	12.6	38.3	14.8	5.1	3.8	6.6

		総 労 働 時 間					
		計	8時間 未 満	8時間以上 9時間未 満	9 〃 ～ 10 〃	10 〃 ～ 11 〃	11 〃 ～ 12 〃
計		100.0	26.4	26.1	24.1	12.4	2.1
鉱 業		—	—	—	—	—	—
建 設 業		100.0	41.2	9.8	35.3	7.8	0
製 造 業		100.0	27.1	26.4	24.7	13.0	1.4
卸 売 業、小 売 業		100.0	21.5	23.4	24.1	15.8	3.8
金 融・保 險 業		100.0	17.9	25.0	30.0	15.7	0.7
不 動 産 業		—	—	—	—	—	—
運 輸・通 信 業		100.0	32.4	25.0	20.6	9.6	2.2
電気・ガス・水道・熱供給業		—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業		100.0	17.1	31.9	19.3	9.8	5.8
30 ～ 99 人		100.0	20.2	31.9	22.6	10.5	1.9
100 ～ 499 人		100.0	29.8	29.1	20.7	11.2	1.9
500 人 以 上		100.0	26.1	21.6	27.3	14.1	2.3
専門的技術的職業従事者		100.0	19.7	29.3	18.6	10.1	7.4
管理的職業従事者		—	—	—	—	—	—
事務従事者		100.0	26.2	23.6	26.9	13.7	1.9
販売従事者		100.0	22.2	19.4	31.9	16.7	4.2
運輸・通信従事者		100.0	29.5	19.0	20.0	9.5	3.8
技能工・生産工程作業従事者		100.0	29.8	27.3	23.3	11.8	0.7
サービス職業従事者		100.0	13.2	42.4	13.9	9.7	4.9
そ の 他		—	—	—	—	—	—
役 職	有	100.0	20.7	21.1	30.8	10.1	4.4
	無	100.0	26.8	26.5	23.5	12.6	1.9

(〃)

女								
残 業 時 間								
1 2 時間 以 上	不 明	計	3 0 分 未 満	3 0 分以 上1時間 未 満	1 時間〃 ～ 1時間30分〃	1 時間 3 0 分〃 ～ 2 時間〃	2 時間 以 上	不 明
2.5	6.4	1 0 0.0	3 9.0	3.8	1 2.8	5.6	3 1.3	7.4
—	—	—	—	—	—	—	—	—
5.9	0	1 0 0.0	4 5.1	2.0	3.9	5.9	4 1.2	2.0
1.1	6.2	1 0 0.0	4 1.2	3.4	1 3.8	6.0	2 9.2	6.4
1.9	9.5	1 0 0.0	2 8.5	5.1	1 7.1	5.1	3 2.3	1 2.0
4.3	6.4	1 0 0.0	1 6.4	6.4	1 5.7	7.9	4 8.6	5.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.4	2.9	1 0 0.0	4 3.4	2.9	8.1	1.5	3 7.5	6.6
—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.3	8.8	1 0 0.0	3 5.7	3.8	9.5	4.8	3 3.9	1 2.3
3.7	9.1	1 0 0.0	3 9.1	8.0	1 4.2	2.9	2 6.7	9.1
2.5	4.8	1 0 0.0	4 3.2	3.9	1 3.8	5.5	2 7.1	6.7
2.0	6.6	1 0 0.0	3 5.6	2.2	1 1.6	6.8	3 6.4	7.3
6.9	8.0	1 0 0.0	3 4.0	5.3	1 1.7	4.3	3 5.1	9.6
—	—	—	—	—	—	—	—	—
2.3	5.4	1 0 0.0	3 7.0	2.7	1 2.3	5.8	3 6.1	6.2
0	5.6	1 0 0.0	2 9.2	1.4	2 2.2	5.6	3 4.7	6.9
1 4.3	3.8	1 0 0.0	3 7.1	4.8	1 4.3	1.0	3 1.4	1 1.4
0.6	6.5	1 0 0.0	4 3.1	5.0	1 3.5	6.3	2 6.0	6.1
6.3	9.7	1 0 0.0	3 8.2	4.2	1 0.4	4.2	2 5.0	1 8.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.5	5.3	1 0 0.0	3 2.2	3.1	1 3.2	4.4	3 7.9	9.3
2.1	6.5	1 0 0.0	3 9.5	3.9	1 2.8	5.7	3 0.8	7.3

4. 残業の実施状況

(1) 残業時間及び残業日数

- 過去1カ月（前記と同じ。）の残業時間では、男子は30時間以上の21%が最も多く、次いで0時間の19%が多い。女子では0時間の38%が最も多く、次いで6時間以上12時間未満の16%が多い。

産業別では、男子はサービス業及び卸売業、小売業では0時間がそれぞれ22%、20%で最も多い。また、運輸・通信業及び製造業では30時間以上がそれぞれ39%、21%で最も多い。女子は、金融・保険業を除き0時間が最も多い。金融・保険業では3時間未満が最も多い。

規模別では、男子は30～99人規模で0時間が最も多く、100～499人及び500人以上規模では30時間以上が最も多い。女子は、各規模とも0時間が最も多く、6時間以上12時間未満がこれに次いで多い。

職種別では、男子は運輸・通信従事者、専門的技術的職業従事者及び技能工・生産工程作業従事者で30時間以上が最も多く、サービス職業従事者、販売従事者及び事務従事者は0時間が最も多い。女子は各職種とも0時間の割合が最も高い。

役職の有無別では、男子は役職の有無による差はほとんどなく、ともに30時間以上が最も多い。女子では、役職の「あり」の方が残業時間が概して長い。

- 残業日数では、男子は6日～10日の20%が最も多く、次いで0日の19%、3～5日の17%が多い。女子では、0日の38%が最も多く、残業したものも10日以下が多い。

産業別では、男子は各産業とも10日以下が多く、その中で製造業及び卸売業、小売業では6日～10日、金融・保険業では3日～5日、運輸・通信業及びサービス業では0日がそれぞれ多く、ともに20%台である。女子では、金融・保険業を除いて0日が各産業とも高く、30～40%台である。これに対し、金融・保険業では1日～5日が47%、6～15日が29%である。

規模別では、男子が500人以上で6日～10日の25%、100～499人で3日～5日の20%、30～99人で0日の23%がそれぞれ最も多くなっている。女子では各規模とも0日が36～41%の間となっている。

職種別では、男子は10日以下が各職種とも多く、その中で、専門的技術的職業従事者及びサービス職業従事者では0日が高く、他の職種は6～10日が高い。ただ、運輸・通信従事者16～20日が22%と最も高い。女子は各職種とも0日が多いが、ただ販売従事者は3日～5日が31%である。

役職の有無別では、男子は役職の有無によりあまり差がないが、女子では10日以上になると役職「あり」の方が割合が高くなる。（第4表）

第 4 表 過去 1 カ月の残業時間及び残業日数

(係)

男																			
残 業 時 間										残 業 日 数									
計	0時間	3時間 未満	3時間以上 6時間未満	6時間 以上12時間 未満	12時間 以上18時間 未満	18時間 以上24時間 未満	24時間 以上30時間 未満	30時間 以上	不明	計	0日	1日以上 2日以内	3日 以上5日 以内	6日 以上10日 以内	11日 以上15日 以内	16日 以上20日 以内	20日 以上	不明	
計	1000	186	56	80	160	116	108	56	205	34	1000	186	120	172	204	118	94	74	32
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	1000	178	56	78	166	116	116	59	208	22	1000	178	122	164	209	128	97	82	19
卸売業、小売業	1000	200	30	160	130	110	120	20	140	90	1000	200	150	150	220	60	80	50	90
金融・保険業	1000	95	71	83	155	238	83	36	190	48	1000	95	119	226	179	167	95	71	48
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業	1000	230	11	34	69	69	69	103	391	23	1000	230	23	138	172	149	207	57	23
電気・ガス・水道・熱供給業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	1000	218	71	66	166	104	90	43	147	95	1000	218	114	199	213	76	52	43	85
30～99人	1000	227	60	64	137	100	94	64	204	51	1000	227	87	154	134	140	87	117	54
100～499人	1000	180	57	92	148	125	103	51	204	39	1000	180	122	202	180	106	103	69	38
500人以上	1000	177	53	75	177	114	117	57	206	24	1000	177	129	153	248	121	90	62	20
専門的技術的職業従事者	1000	202	73	55	183	119	55	37	229	46	1000	202	147	147	174	138	101	46	46
管理的職業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事務員	1000	195	50	99	184	112	105	46	180	29	1000	195	114	213	217	118	68	46	29
販売員	1000	221	52	91	156	130	143	26	169	13	1000	221	130	91	234	78	143	91	13
運輸・通信従事者	1000	190	16	32	63	79	95	95	413	16	1000	190	16	159	143	143	222	111	16
技能工・生産工程作業従事者	1000	171	61	78	157	120	117	65	209	22	1000	171	124	169	207	123	99	87	21
サービス職業従事者	1000	255	43	85	128	74	74	43	160	139	1000	255	106	160	170	64	53	64	128
その他の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
役 職	有	1000	192	46	72	162	118	109	58	224	20	1000	192	95	185	115	99	95	23
	無	1000	184	59	82	159	115	107	56	199	38	1000	184	128	168	207	119	92	67

女																				
		残 業 時 間										残 業 日 数								
		計	0時間	3時間未満	3時間以上6時間未満	6時間以上12時間未満	12時間以上18時間未満	18時間以上24時間未満	24時間以上30時間未満	30時間以上	不明	計	0日	1日以上2日以内	3日～5日	6日～10日	11日～15日	16日～20日	21日以上	不明
計		1000	383	93	119	160	85	52	22	23	64	1000	383	133	155	142	63	36	29	59
鉱		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造		1000	401	88	111	161	90	56	21	15	57	1000	401	124	146	153	58	40	25	53
卸売業、小売業		1000	329	133	215	146	70	19	06	13	70	1000	329	215	209	120	44	13	0	70
金融・保険業		1000	150	200	193	143	107	93	29	36	50	1000	150	236	236	143	143	07	50	36
不動産業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業		1000	441	59	103	118	88	22	37	66	66	1000	441	81	132	147	88	44	0	66
電気・ガス・水道・熱供給業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業		1000	342	73	111	178	63	48	30	55	100	1000	342	123	168	113	65	33	55	101
30～99人		1000	362	80	138	150	86	56	08	19	101	1000	362	117	154	125	66	35	45	97
100～499人		1000	411	86	107	160	79	47	17	22	71	1000	411	120	137	136	71	37	21	67
500人以上		1000	369	103	121	164	89	54	32	25	44	1000	369	150	170	154	55	35	29	38
専門的技術的職業従事者		1000	346	90	117	85	69	6	59	96	69	1000	346	117	149	96	74	53	96	69
管理的職業従事者		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事務員従事者		1000	378	127	147	154	74	42	19	12	47	1000	378	175	184	145	51	16	08	42
販売従事者		1000	292	125	236	194	69	14	0	14	55	1000	292	181	306	83	69	14	0	56
運輸・通信従事者		1000	352	86	114	124	57	48	19	95	105	1000	352	124	162	86	95	76	0	105
技能工・生産工程作業従事者		1000	404	61	80	173	110	66	24	16	65	1000	404	94	112	156	74	55	46	59
サービス職業従事者		1000	382	49	104	222	56	14	07	28	139	1000	382	83	181	139	28	21	28	139
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
役職	有	1000	317	62	101	137	79	75	75	66	88	1000	317	97	119	137	93	57	97	84
	無	1000	388	95	120	162	85	50	17	20	62	1000	388	136	158	143	60	34	23	57

(2) 最繁忙期1カ月間の残業時間

過去1年間(50年8月1日～51年7月31日)の最繁忙期1カ月間の残業時間は、男子では30時間以上(40%)、女子では、0時間(26%)が最も多い。

産業別において、男子では各産業とも30時間以上が最も多く、その中でも運輸・通信業は61%と高い。女子では卸売業、小売業及び金融・保険業が6時間以上12時間未満で高く、他の産業では0時間のものが多い。しかし、女子でも金融・保険業、運輸・通信業及びサービス業では30時間以上が11～15%である。

規模別において、6時間未満でみると、男子では23%以下であるのに対し、女子では43%と女子の方が残業時間が6時間未満の割合がかなり高い。

職種別において、男子では、すべての職種で残業時間が30時間以上で30～54%と最も高く、それに対して、女子では、販売従事者が6時間以上12時間未満で26%と割合が高い以外、他の職種はすべて0時間の割合が21～32%を占めている。

役職の有無において、男子では、役職の有無にかかわらず30時間以上が高いが、役職「あり」の方が割合が高い。女子では役職の有無にかかわらず0時間が20%で最も多いが30時間以上では役職「あり」が16%、役職「なし」が6%であり大きな差がみられる。(第5表)

第 5 表 最 繁 忙 期

		男								
		計	0時間	3時間 未 満	3時間 以 上 6時間 未 満	6 〃 ～ 1 2 〃	1 2 〃 ～ 1 8 〃	1 8 〃 ～ 2 4 〃	2 4 〃 ～ 3 0 〃	3 0 時 間以上
計		1 0 0.0	1 0.8	2.3	4.8	9.7	1 0.6	1 1.2	7.6	3 9.6
鉱 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
製 造 業		1 0 0.0	1 0.8	2.2	4.8	9.5	1 1.6	1 1.7	7.6	3 9.5
卸 売 業、小 売 業		1 0 0.0	7.0	3.0	4.0	1 4.0	9.0	1 3.0	8.0	3 1.0
金 融 ・ 保 険 業		1 0 0.0	1.2	3.6	3.6	1 0.7	1 0.7	1 0.7	8.3	4 7.6
不 動 産 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 業		1 0 0.0	1 0.3	0	3.4	4.6	3.4	5.7	6.9	6 0.9
電気・ガス・水道・熱供給業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業		1 0 0.0	1 8.0	2.4	7.1	1 0.9	9.0	1 0.9	7.1	2 8.9
3 0 ～ 9 9 人		1 0 0.0	1 5.4	3.7	4.0	7.0	7.4	1 1.4	9.0	3 6.1
1 0 0 ～ 4 9 9 人		1 0 0.0	8.6	1.8	5.7	1 1.0	9.7	1 2.2	8.8	3 8.2
5 0 0 人 以 上		1 0 0.0	1 1.0	2.1	4.4	9.6	1 2.5	1 0.3	6.3	4 1.8
専門的技術的職業従事者		1 0 0.0	1 3.8	1.8	1.8	1 1.0	1 0.1	7.3	9.2	4 1.3
管理的職業従事者		—	—	—	—	—	—	—	—	—
事 務 従 事 者		1 0 0.0	8.3	3.3	3.9	1 1.4	8.8	1 3.4	6.4	4 1.4
販 売 従 事 者		1 0 0.0	1 5.6	3.9	5.2	9.1	3.9	1 3.0	7.8	3 6.4
運 輸 ・ 通 信 従 事 者		1 0 0.0	1 1.1	1.6	4.8	1.6	3.2	6.3	1 2.7	5 4.0
技能工・生産工程作業従事者		1 0 0.0	1 0.4	2.0	5.3	9.1	1 2.9	1 0.8	8.3	3 8.9
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者		1 0 0.0	1 7.0	1.1	8.5	1 2.8	8.5	8.5	5.3	2 9.8
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
役 職	有	1 0 0.0	1 1.3	2.5	4.6	8.5	1 0.9	1 1.3	6.0	4 2.3
	無	1 0 0.0	1 0.7	2.2	4.9	1 0.1	1 0.6	1 1.1	8.1	3 8.7

1 カ月間の残業時間

(%)

不明	女									
	計	0時間	3時間 未 満	3時間 以 上 6時間 未 満	6 〃 ～ 1 2 〃	1 2 〃 ～ 1 8 〃	1 8 〃 ～ 2 4 〃	2 4 〃 ～ 3 0 〃	3 0 時 間 以上	不明
3.3	100.0	26.2	5.3	10.2	17.9	12.2	10.5	4.8	6.4	6.4
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2.2	100.0	28.5	5.2	9.5	17.9	13.2	11.2	4.7	4.7	5.1
11.0	100.0	14.6	8.2	14.6	27.2	13.9	5.1	2.5	5.1	8.9
3.6	100.0	6.4	5.7	17.1	21.4	7.9	13.6	5.7	15.0	7.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4.6	100.0	25.7	5.9	8.1	14.0	7.4	8.8	10.3	11.8	8.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5.7	100.0	25.1	4.5	9.8	14.1	8.8	10.3	4.5	11.3	11.6
6.0	100.0	28.6	5.8	8.4	15.2	12.1	10.9	4.3	6.2	8.6
3.9	100.0	27.7	4.9	10.1	18.3	10.7	10.3	4.5	6.7	6.8
1.9	100.0	24.1	5.5	10.9	18.7	13.4	10.6	5.2	6.4	5.3
3.7	100.0	28.2	6.4	11.2	10.1	5.3	9.0	3.2	17.0	9.6
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3.1	100.0	20.9	6.7	13.3	20.4	11.7	10.6	4.6	6.0	5.9
5.2	100.0	9.7	15.3	13.9	26.4	16.7	5.6	1.4	5.6	5.6
4.8	100.0	26.7	8.6	9.5	12.4	4.8	2.9	10.5	12.4	12.4
2.4	100.0	32.2	3.0	6.5	16.4	14.4	12.6	5.4	4.7	4.9
8.5	100.0	28.5	2.8	9.7	18.1	14.6	6.3	1.4	5.6	13.2
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2.5	100.0	23.3	4.0	7.0	15.0	11.5	10.1	5.3	16.3	7.5
3.5	100.0	26.3	5.5	10.4	18.2	12.3	10.6	4.8	5.6	6.4

5. 交替制勤務の状況

交替制勤務では、「ついている」は男子で33%、女子で14%であり、男女とも「ついていない」とするものが多い。また、男子では交替制勤務についているものの内、期間は「1年を通して」、交替制については「3交替制」、深夜勤の有無では「深夜勤あり」というものが多い。これに対し、女子では「2交替制」及び「深夜勤なし」が多い。

産業別において、男子では交替制勤務に「ついている」ものは運輸・通信業(43%)、製造業(36%)及びサービス業(33%)が多い。また、これらの産業では「1年を通して」及び「深夜勤あり」の割合が高い。交替制については製造業では3交替制、卸売業、小売業では2交替制の割合が高く、また、サービス業では2交替制と3交替制が同じ割合である。女子では交替制勤務に「ついている」ものはサービス業(38%)及び卸売業、小売業(27%)が多い。また、これらの産業では「1年を通して」の割合が高く、交替制については卸売業、小売業では2交替制、サービス業では2交替制と3交替制が同じ割合である。また、サービス業では「深夜勤あり」が特に高い割合である。

規模別において、男子では規模が大きいほど交替制に「ついている」ものの割合が高く、「3交替制」、「深夜勤あり」も多い。これに対し、女子では規模による差はあまりみられず、交替制勤務に「ついている」ものは各規模とも13~15%である。

職種別において、交替制勤務に「ついている」ものは男子ではサービス職業従事者が68%と高く、次いで、運輸・通信従事者(48%)と技能工・生産工程従事者(45%)が多い。女子ではサービス職業従事者(47%)、運輸・通信従事者(45%)及び販売従事者(40%)などが多い。(第6表)

第 6 表 交替制勤務の有無

(%)

男																	
	計	ついでに いる	男														
			計	一 通 年 し を て	一 間 定 だ 期 け	不明	計	2 交 替 制	3 交 替 制	そ の 他	不明	計	深 あ り 夜 勤	深 な し 夜 勤	不明	つ い な い に て い る	
計	100.0	33.3	100.0	88.9	6.0	5.1	100.0	38.7	48.4	11.9	0.9	100.0	79.5	17.7	2.8	66.4	0.3
鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	100.0	35.9	100.0	89.2	6.0	4.9	100.0	39.7	52.5	7.1	0.7	100.0	85.4	11.9	2.6	64.1	0.1
卸売業、小売業	100.0	17.0	100.0	70.6	17.6	11.8	100.0	76.5	11.8	5.9	5.9	100.0	47.1	41.2	11.8	81.0	2.0
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信業	100.0	42.5	100.0	91.9	2.7	11.8	100.0	24.3	21.6	54.1	0	100.0	75.7	21.6	2.7	56.3	1.1
電気・ガス・水道・熱供給業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	100.0	32.7	100.0	87.0	7.2	5.8	100.0	37.7	37.7	21.7	2.9	100.0	52.2	44.9	2.9	67.3	0
30～99人	100.0	27.1	100.0	86.4	8.6	4.9	100.0	51.9	34.6	9.8	3.7	100.0	70.4	23.5	6.2	72.6	0.3
100～499人	100.0	31.6	100.0	89.0	4.3	6.7	100.0	38.6	46.4	13.4	0.5	100.0	77.0	21.1	2.0	68.0	0.5
500人以上	100.0	36.8	100.0	89.5	6.4	4.1	100.0	34.7	53.5	11.1	0.6	100.0	83.8	13.7	2.5	63.1	0.1
専門的技術的職業従事者	100.0	19.3	100.0	90.5	4.8	4.8	100.0	33.3	57.1	4.8	4.8	100.0	95.2	4.8	0	80.7	0
管理的職業従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務従事者	100.0	5.0	100.0	91.3	4.3	4.3	100.0	39.1	39.1	17.4	4.3	100.0	78.3	13.0	8.7	94.5	0.4
販売従事者	100.0	13.0	100.0	80.0	10.0	10.0	100.0	90.0	10.0	0	0	100.0	20.0	80.0	0	87.0	0
運輸・通信従事者	100.0	47.6	100.0	96.7	0	3.3	100.0	20.0	13.3	66.7	0	100.0	80.0	16.7	3.3	50.8	1.6
技能工・生産工程作業従事者	100.0	45.1	100.0	88.3	6.7	5.0	100.0	39.0	54.1	6.4	0.4	100.0	84.2	13.3	2.5	54.8	0.1
サービス職業従事者	100.0	68.1	100.0	85.9	6.3	7.8	100.0	37.5	32.8	26.6	3.1	100.0	51.6	45.3	3.1	30.9	1.1
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	女																
	計	ついでに いる	ついでに いない										不明				
			計	一週 年し をて	一週 定だ 期け	不明	計	2 交 替制	3 交 替制	そ の 他	不明	計		深あ 夜り 勤	深な 夜し 勤	不明	
計	100.0	14.3	100.0	85.7	7.7	6.6	100.0	65.7	27.0	7.0	0.2	100.0	29.6	66.0	4.5	85.6	0.1
飲業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	100.0	10.5	100.0	83.0	9.4	7.5	100.0	80.2	15.6	4.2	0	100.0	19.3	75.5	5.2	89.4	0.1
卸売業、小売業	100.0	27.2	100.0	86.0	11.6	2.3	100.0	86.0	11.6	0	2.3	100.0	0	93.0	7.0	72.8	0
金融・保険業	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信業	100.0	5.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	94.1	0
電気・ガス・水道・熱供給業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	100.0	38.4	100.0	89.5	5.2	5.2	100.0	42.5	46.4	11.1	0	100.0	55.6	41.8	2.6	61.6	0
30～99人	100.0	12.8	100.0	84.8	10.6	4.5	100.0	74.2	22.7	3.0	0	100.0	31.8	65.2	3.0	87.2	0
100～499人	100.0	15.0	100.0	88.3	3.1	8.6	100.0	60.0	31.0	8.6	0.6	100.0	25.3	70.4	4.3	84.9	0.1
500人以上	100.0	14.3	100.0	83.8	10.6	5.6	100.0	67.7	25.3	7.1	0	100.0	32.3	62.6	5.1	85.5	0.1
専門的技術的職業従事者	100.0	36.7	100.0	94.2	0	5.8	100.0	13.0	78.2	8.7	0	100.0	91.3	8.7	0	63.3	0
管理的職業従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務従事者	100.0	2.3	100.0	86.7	6.7	6.7	100.0	80.0	10.0	6.7	3.3	100.0	6.7	90.0	3.3	97.6	0.1
販売従事者	100.0	40.3	100.0	82.8	13.8	3.4	100.0	93.1	6.9	0	0	100.0	3.4	86.2	10.3	59.7	0
運輸・通信従事者	100.0	44.8	100.0	95.7	0	4.3	100.0	31.9	44.7	23.4	0	100.0	48.9	51.0	0	55.2	0
技能工・生産工程作業従事者	100.0	16.1	100.0	82.4	10.4	7.1	100.0	87.4	10.4	2.2	0	100.0	14.8	79.1	6.0	83.8	0.1
サービス職業従事者	100.0	46.5	100.0	79.1	11.9	9.0	100.0	65.7	23.9	10.4	0	100.0	14.9	80.6	4.5	52.8	0.7
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

Ⅱ 深夜労働の状況

1. 深夜労働の有無及び理由

過去1カ月間に夜10時以降朝5時までの間において、「深夜勤あり」は男子が36%、女子が6%である。深夜勤の理由としては男女とも「交替制勤務についているから」が60%強である。

産業別において、男子では、「深夜勤あり」は運輸・通信業(46%)、製造業(37%)で高く、その理由として「交替制勤務についているから」というものが多い。また、女子では、サービス業が「深夜勤あり」が27%で断然高く、その大半は「交替制勤務についているから」である。その他の産業では女子の「深夜勤あり」は極めて少ない。

規模別において、男子では「深夜勤あり」の割合は規模が大きいほど高い。女子では「深夜勤あり」の割合は30～99人が8%で最も高い。

職種別において、男子は運輸・通信従事者とサービス職業従事者、女子は専門的技術的職業従事者と運輸・通信従事者で「深夜勤あり」の割合が高い。深夜勤の理由としては、一般に「交替制勤務についているから」が多いが、女子のサービス職業従事者では深夜業が「通常の労働時間帯が深夜にかかる(3時間未満)」というのが多い。

役職の有無別において、深夜勤の有無と比べると男子は役職による差がないが、女子は役職「あり」(18%)が役職「なし」(5%)より著しく高い。(第7表)

第 7 表 深夜労働の有無及び理由

(%)

	男											
	深夜勤			男							深夜勤 なし	不 明
	計	あ り	計	交替制勤 務につい ているか ら	残業の延 長として	通常の労働 時間帯が深 夜にかか る(3時 間未満)	" (3時間 以上)	その他	不 明			
計	100.0	36.1	100.0	62.3	22.1	3.2	6.3	4.7	5.0	63.2	0.7	
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
製造業	100.0	37.3	100.0	71.5	15.9	2.1	5.5	3.0	5.3	62.0	0.7	
卸売業、小売業	100.0	28.0	100.0	3.6	46.4	17.9	10.7	10.7	10.7	71.0	1.0	
金融・保険業	100.0	26.2	100.0	36.4	54.5	4.5	0	4.5	0	72.6	1.2	
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸・通信業	100.0	46.0	100.0	62.5	27.5	0	17.5	5.0	2.5	52.9	1.1	
電気・ガス・水道・熱供給業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
サービス業	100.0	35.5	100.0	37.3	33.3	6.7	5.3	14.7	4.0	64.0	0.5	
30～99人	100.0	29.1	100.0	55.2	33.3	5.7	9.2	4.6	3.4	69.9	1.0	
100～499人	100.0	32.3	100.0	62.1	21.0	2.3	8.4	6.5	3.3	66.8	0.9	
500人以上	100.0	41.5	100.0	64.4	19.8	3.1	4.2	3.7	6.5	58.1	0.5	
専門的技術的職業従事者	100.0	33.0	100.0	38.9	36.1	0	5.6	11.1	8.3	66.1	0.9	
管理的職業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事務従事者	100.0	16.9	100.0	16.9	64.9	2.6	1.3	14.3	1.3	82.7	0.4	
販売従事者	100.0	20.8	—	—	—	—	—	—	—	77.9	1.3	
運輸・通信従事者	100.0	57.1	100.0	61.1	16.7	2.8	19.4	11.1	2.8	42.9	0	
技能工・生産工程作業従事者	100.0	43.4	100.0	76.9	12.1	2.1	5.0	2.4	5.5	55.7	0.8	
サービス職業従事者	100.0	50.0	100.0	46.8	21.3	10.6	12.8	2.1	6.4	48.9	1.1	
その他の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
役職	100.0	35.1	100.0	61.8	23.0	2.6	5.3	5.9	3.9	63.5	1.4	
	100.0	36.4	100.0	62.4	21.9	3.4	6.6	4.4	5.4	63.1	0.5	

(〃)

女												
	計	深夜勤 あり	計							深夜勤 なし	不 明	
			計	交替制勤 務について いるから	残業の延 長として	通常の労働 時間帯から深 夜にかかると 3時間未満	〃 (3時間 以上)	その他	不 明			
計	100.0	5.7	100.0	62.6	13.5	11.1	7.0	7.0	5.3	93.2	1.1	
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
製造業	100.0	2.4	100.0	77.1	10.4	18.8	4.2	2.1	6.3	96.7	0.9	
卸売業、小売業	100.0	3.8	—	—	—	—	—	—	—	90.5	5.7	
金融・保険業	100.0	2.9	—	—	—	—	—	—	—	96.4	0.7	
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸・通信業	100.0	1.5	—	—	—	—	—	—	—	98.5	0	
電気・ガス・水道・熱供給業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
サービス業	100.0	27.4	100.0	62.4	10.1	6.4	8.3	9.2	5.5	72.1	0.5	
30～99人	100.0	8.4	100.0	44.2	18.6	30.2	9.3	7.0	7.0	91.1	0.6	
100～499人	100.0	4.4	100.0	56.3	16.7	6.3	10.4	8.3	4.2	93.9	1.7	
500人以上	100.0	5.8	100.0	76.3	8.8	3.8	3.8	6.3	5.0	93.4	0.8	
専門的技術的職業従事者	100.0	40.4	100.0	71.1	5.3	1.3	7.9	11.8	13.9	58.5	1.1	
管理的職業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事務従事者	100.0	1.1	—	—	—	—	—	—	—	98.4	0.5	
販売従事者	100.0	1.4	—	—	—	—	—	—	—	87.5	11.1	
運輸・通信従事者	100.0	23.8	100.0	76.0	4.0	4.0	12.0	8.0	0	76.2	0	
技能工・生産工程作業従事者	100.0	2.8	100.0	81.3	9.4	25.0	0	3.1	6.3	96.3	0.9	
サービス職業従事者	100.0	15.3	100.0	13.6	22.7	36.4	13.6	0	13.6	84.0	0.7	
その他の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
役職	有	100.0	18.1	100.0	51.2	7.3	7.3	17.1	12.3	9.8	80.2	1.8
	無	100.0	4.7	100.0	66.2	15.4	12.3	3.8	5.4	3.8	94.3	1.0

2. 過去1年間の最繁忙期における深夜労働日数

過去1年間（昭和50・8・1～51・7・31）の最繁忙期における1カ月の深夜労働日数において、男子では「深夜労働あり」が28%であり、うち2日以内が46%と最も多く、女子では「深夜労働あり」が4%と少なく、うち約半分が2日以内である。

産業別において、男子では「深夜勤あり」が運輸・通信業が45%と最も高い。また、深夜労働日数は2日以内が最も割合が高い。女子の「深夜勤あり」はサービス業が14%である以外は低い。

規模別において、「深夜勤あり」は男子では各規模とも20%台、女子では3～7%である。

職種別において、男子では「深夜勤あり」が運輸・通信従事者で48%であり、専門的技術的職業従事者で38%と割合が高い。女子では専門的技術的職業従事者が14%及びサービス職業従事者が11%と特に高い。

役職の有無別において、男子では役職の有無にかかわらず、「深夜勤あり」が28～29%であり、また、深夜労働日数は2日以内の割合が高い。女子では、役職の有無にかかわらず「深夜勤あり」は3～5%である。（第8表）

第 8 表 過去 1 年間の最繁忙時期における深夜労働日数

(続)

	男												女													
	計	深 夜 労働					女 し							計	深 夜 労働					女 し						
		計	2 日 以 内	3日 以 上 5日 以 内	6日 ～ 10日	11日 ～ 15日	16日 ～ 20日	21日 以 上	計	2 日 以 内	3日 以 上 5日 以 内	6日 ～ 10日	11日 ～ 15日		16日 ～ 20日	21日 以 上	計	2 日 以 内	3日 以 上 5日 以 内	6日 ～ 10日	11日 ～ 15日	16日 ～ 20日	21日 以 上			
計	1000	278	1000	462	263	174	61	28	12	722	1000	35	1000	490	279	163	48	10	965							
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	59	1000	—	—	—	—	—	941							
製造業	1000	245	1000	502	233	178	68	16	0.3	755	1000	1.1	1000	—	—	—	—	—	989							
卸売業、小売業	1000	360	1000	417	361	139	37	0	5.6	640	1000	5.1	1000	—	—	—	—	—	949							
金融・保険業	1000	393	1000	424	333	152	0	9.1	0	607	1000	4.3	1000	—	—	—	—	—	957							
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
運輸・通信業	1000	448	1000	385	282	128	51	128	26	552	1000	29	1000	—	—	—	—	—	971							
電気・ガス・水道・熱供給業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
サービス業	1000	270	1000	368	333	158	105	12	12	730	1000	143	1000	474	281	158	88	0	857							
30～99人	1000	241	1000	500	222	153	69	14	42	759	1000	66	1000	382	353	147	88	29	934							
100～499人	1000	285	1000	444	317	153	48	37	0	715	1000	29	1000	484	258	161	65	0	971							
500人以上	1000	285	1000	469	226	198	70	25	12	715	1000	28	1000	590	231	179	0	0	972							
専門的技術的職業従事者	1000	376	1000	537	146	220	24	49	24	624	1000	138	1000	423	308	231	38	0	862							
管理的職業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
事務従事者	1000	318	1000	448	345	138	28	34	0.7	682	1000	33	1000	581	302	93	0	23	967							
販売従事者	1000	338	1000	654	231	77	38	0	0	662	1000	69	1000	—	—	—	—	—	931							
運輸・通信従事者	1000	476	1000	367	367	33	33	167	33	524	1000	29	1000	—	—	—	—	—	971							
技能工・生業工程作業従事者	1000	232	1000	482	219	205	89	0.4	0	768	1000	0.8	1000	—	—	—	—	—	992							
サービス職業従事者	1000	298	1000	250	321	250	71	0	10.7	702	1000	11.1	1000	313	125	313	250	0	889							
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
役職	有	1000	291	421	310	175	63	24	0.8	709	1000	53	1000	750	167	0	83	0	947							
	無	1000	275	476	247	174	61	29	1.3	725	1000	33	1000	462	297	176	44	1.1	967							

Ⅲ 休日労働の状況

1. 過去1カ月の休日労働の回数

過去1カ月において休日労働を行ったものは、男子で21%、女子で6%である。さらに、休日労働の回数は男女とも1回が多い。

産業別において、男子では金融・保険業で休日労働を「した」が4%で低い以外、各産業とも20%台であり、休日労働回数は1回が最も多い。女子では、各産業とも「しない」が90%以上と高い割合を示す。

規模別ではあまり差がない。

職種別において、男子では休日労働を「した」割合は事務従事者(15%)を除き、各職種では20%台であるが、その回数は1回が多く、一方、女子では休日労働を「した」割合が高い職種は専門的技術的職業従事者及びサービス職業従事者である。

役職の有無別において休日労働を「した」割合は役職「あり」が男女とも多い。(第9表)。

第 9 表 過去 1 カ月の休日労働回数

(%)

男													女												
	計	し					し					計	し					し							
		た	1 回	2 回	3 回	4 回以上	不明	ない	し	不明	た		1 回	2 回	3 回	4 回以上	不明	ない	し						
計	100.0	21.4	12.4	6.6	1.4	0.9	0.1	78.1	0.5	100.0	5.7	3.6	1.7	0.2	0.1	0.1	93.7	0.6							
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	5.9	3.9	2.0	0	0	0	94.1	0							
製造業	100.0	21.9	12.5	7.2	1.3	0.7	0.2	77.9	0.2	100.0	5.5	3.4	1.7	0.2	0	0.1	93.9	0.5							
卸売業、小売業	100.0	22.0	13.0	5.0	4.0	0	0	74.0	4.0	100.0	7.0	3.8	2.5	0.6	0	0	92.4	0.6							
金融・保険業	100.0	3.6	1.2	1.2	0	1.2	0	95.2	1.2	100.0	0	0	0	0	0	0	100.0	0							
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
運輸・通信業	100.0	25.3	17.2	4.6	1.1	2.3	0	73.6	1.1	100.0	5.1	3.7	0	1.5	0	0	94.9	0							
電気・ガス・水道・熱供給業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
サービス業	100.0	20.9	10.9	7.1	0.9	1.9	0	78.7	0.5	100.0	8.8	6.0	2.5	0	0.3	0	90.2	1.0							
30～99人	100.0	22.1	10.0	7.4	2.7	1.7	0.3	76.9	1.0	100.0	7.4	2.7	3.7	0.8	0	0.2	91.8	0.8							
100～499人	100.0	24.0	14.2	7.7	1.2	0.9	0	75.5	0.5	100.0	5.5	4.3	1.1	0.1	0.1	0	93.7	0.7							
500人以上	100.0	19.2	11.8	5.5	1.1	0.7	0.1	80.5	0.4	100.0	5.2	3.4	1.4	0.1	0.1	0.1	94.4	0.4							
専門的技術的職業従事者	100.0	23.9	14.7	7.3	0.9	0.9	0	76.1	0	100.0	8.5	6.4	2.1	0	0	0	90.4	1.1							
管理的職業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
事務従事者	100.0	14.7	9.4	3.5	0.7	1.1	0	84.9	0.4	100.0	4.7	3.2	1.3	0.1	0.1	0	95.1	0.2							
販売従事者	100.0	20.8	11.7	5.2	3.9	0	0	77.9	1.3	100.0	5.6	2.8	2.8	0	0	0	94.4	0							
運輸・通信従事者	100.0	27.0	12.7	9.5	4.8	0	0	73.0	0	100.0	2.9	1.9	0	1.0	0	0	97.1	0							
技能工・生産工程作業従事者	100.0	23.6	13.2	7.9	1.6	0.7	0.2	76.1	0.3	100.0	6.1	3.7	1.9	0.3	0.1	0.2	93.2	0.7							
サービス職業従事者	100.0	22.3	13.8	5.3	0	3.2	0	74.5	3.2	100.0	9.0	4.9	3.5	0	0.7	0	90.3	0.7							
その他の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
役職	有	23.8	13.2	7.4	2.3	0.9	0	76.0	0.2	100.0	7.5	5.3	1.8	0.4	0	0	91.6	0.9							
	無	20.7	12.2	6.4	1.1	0.9	0.1	78.7	0.6	100.0	5.6	3.5	1.7	0.2	0.1	0.1	93.9	0.5							

2. 過去1年間の最繁忙期における1カ月間の休日労働の回数

過去1年間の最繁忙時期における1カ月間の休日労働は男子では休日労働「した」が41%、女子では12%と男子が3倍以上の高率である。

産業別において、休日労働「した」では男子が製造業が43%と最も多く、女子では建設業(22%)及びサービス業(18%)で割合が高い。また、男女とも金融・保険業が「した」割合が低い。また、休日労働回数では各産業とも男女とも2回以下が多い。

規模別において、男女とも休日労働を「した」割合は、規模が小さくなるほど高くなる傾向がある。

職種別において、男子では休日労働を「した」割合は、専門的技術的職業従事者と技術的・生産工程作業従事者が40%台で最も高く、一方、女子では専門的技術的職業従事者(17%)が最も割合が高い。また、男女ともおおむね休日労働が2回以下が多い。

役職の有無別において、男子では役職「あり」で休日労働を「した」割合が高く、回数もやや多いが、女子では役職の有無による差はあまりない。(第10表)

第10表 過去1年間の最繁忙期1ヵ月間の休日労働回数

(%)

	男										女											
	計	し た					し ない					計	し た					し ない				
		1回	2回	3回	4回 以上	不明	1回	2回	3回	4回 以上	不明		1回	2回	3回	4回 以上	不明					
計	100.0	40.9	17.5	14.7	5.0	3.5	0.3	58.2	0.8	100.0	12.3	7.4	3.2	0.9	0.6	0.2	86.7	0.9				
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	21.6	13.7	5.9	0	2.0	0	78.4	0				
製造業	100.0	42.9	18.4	15.9	5.1	3.2	0.3	56.7	0.4	100.0	12.6	8.1	3.1	0.8	0.3	0.2	86.6	0.8				
卸売業、小売業	100.0	36.0	15.0	13.0	4.0	4.0	0	61.0	3.0	100.0	10.8	4.4	1.9	3.2	1.3	0	88.0	1.3				
金融・保険業	100.0	25.0	14.3	9.5	1.2	0	0	73.8	1.2	100.0	0.7	0.7	0	0	0	0	98.6	0.7				
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
運輸・通信業	100.0	35.6	16.1	9.2	5.7	4.6	0	63.2	1.1	100.0	5.1	3.7	1.5	0	0	0	94.1	0.7				
電気・ガス・水道・熱供給業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
サービス業	100.0	33.2	13.7	11.4	3.8	3.8	0.5	64.5	2.4	100.0	17.6	8.5	5.5	1.5	2.0	0	80.9	1.5				
30～99人	100.0	44.8	19.7	15.7	5.7	3.7	0	53.8	1.3	100.0	13.0	5.4	5.4	1.0	0.8	0.4	85.8	1.2				
100～499人	100.0	43.2	18.4	15.4	5.6	3.5	0.3	55.7	1.1	100.0	12.4	8.6	2.4	0.7	0.6	0	86.7	0.9				
500人以上	100.0	37.9	16.0	13.9	4.2	3.4	0.4	61.6	0.5	100.0	11.9	7.3	2.9	1.0	0.5	0.2	87.2	0.9				
専門的技術的職業従事者	100.0	48.6	17.4	17.4	7.3	6.4	0	51.4	0	100.0	16.5	9.0	4.3	3.2	0	0	81.9	1.6				
管理的職業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
事務従事者	100.0	38.4	16.7	13.8	4.6	3.1	0.2	60.1	1.5	100.0	12.8	9.1	2.9	0.3	0.4	0.1	86.6	0.5				
販売従事者	100.0	35.1	18.2	7.8	3.9	5.2	0	64.9	0	100.0	6.9	1.4	1.4	4.2	0	0	93.1	0				
運輸・通信従事者	100.0	31.7	14.3	9.5	6.3	1.6	0	65.1	3.2	100.0	7.6	3.8	2.9	0	1.0	0	92.4	0				
技能工・生産工程作業従事者	100.0	43.4	18.5	16.2	5.1	3.2	0.4	56.3	0.3	100.0	11.7	6.8	3.2	1.1	0.4	0.2	87.2	1.1				
サービス職業従事者	100.0	28.7	16.0	8.5	1.1	3.2	0	68.1	3.2	100.0	13.2	3.5	4.2	1.4	4.2	0	84.7	2.1				
その他の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
役職	有	100.0	46.2	18.5	15.9	6.7	4.4	0.7	53.6	0.2	100.0	13.7	7.9	3.1	1.8	0.9	0	85.5	0.9			
	無	100.0	39.4	17.2	14.4	4.4	3.2	0.1	59.6	1.0	100.0	12.2	7.4	3.2	0.9	0.6	0.2	86.8	0.9			

Ⅳ 労働時間等に対する意識の状況

1. 1日の所定労働時間及び総労働時間に対する意識

現在の労働時間に対する意識のうち、所定労働時間については男女ともあまり差がなく、「適当である」が75～77%、「長すぎる」が18～20%である。総労働時間については「適当である」が女子(69%)、男子(65%)と女子が多いのに対し、「長すぎる」は女子(21%)、男子(28%)と男子が多い。(第11表)

第11表 1日の所定労働時間及び総労働時間に対する意識

(%)

	所 定 労 働 時 間						総 労 働 時 間					
	計	適当である	長すぎる	分らない	その他	不明	計	適当である	長すぎる	分らない	その他	不明
男	100.0	75.1	19.5	4.1	0.9	0.4	100.0	65.2	27.5	5.7	1.1	0.6
女	100.0	76.7	17.5	4.5	0.8	0.5	100.0	69.1	20.6	7.6	0.8	1.8

2. 始業時刻・終業時刻に対する意識

(1) 始業時刻に対する意識

仕事の始業時刻に対する意識において、女子では8時以降は「適当である」が断然多い。7時台については「適当である」が過半数を占めるものの「早すぎる」も43%ある。男子もほぼ同じ傾向である。(第12表)

第 1 2 表 始 業 時 刻 に 対 す る 意 識

(%)

			計	適当である	早すぎる	遅すぎる	その他	不 明
始 業 時 刻	男	計	1 0 0 . 0	7 5 . 8	2 0 . 8	2 . 4	0 . 8	0 . 2
		0 時 0 0 分以降 4 時 5 9 分以前	—	—	—	—	—	—
		5 : 0 0 ~ 5 : 5 9 # #	—	—	—	—	—	—
		6 : 0 0 ~ 6 : 5 9 # #	—	—	—	—	—	—
		7 : 0 0 ~ 7 : 5 9 # #	1 0 0 . 0	6 0 . 5	3 4 . 9	0	4 . 7	0
		8 : 0 0 ~ 8 : 5 9 # #	1 0 0 . 0	7 3 . 8	2 3 . 8	1 . 7	0 . 6	0 . 1
		9 : 0 0 ~ 9 : 5 9 # #	1 0 0 . 0	9 0 . 7	2 . 9	5 . 2	0 . 6	0 . 6
		1 0 : 0 0 ~ 2 3 : 5 9 # #	—	—	—	—	—	—
	女	計	1 0 0 . 0	7 3 . 6	2 4 . 0	1 . 3	0 . 9	0 . 2
		0 時 0 0 分以降 4 時 5 9 分以前	0	0	0	0	0	0
		5 : 0 0 ~ 5 : 5 9 # #	0	0	0	0	0	0
		6 : 0 0 ~ 6 : 5 9 # #	—	—	—	—	—	—
		7 : 0 0 ~ 7 : 5 9 # #	1 0 0 . 0	5 5 . 2	4 3 . 3	0	1 . 5	0
		8 : 0 0 ~ 8 : 5 9 # #	1 0 0 . 0	7 2 . 6	2 6 . 0	0 . 5	0 . 6	0 . 2
		9 : 0 0 ~ 9 : 5 9 # #	1 0 0 . 0	8 7 . 6	5 . 2	6 . 2	0 . 7	0 . 3
		1 0 : 0 0 ~ 2 3 : 5 9 # #	1 0 0 . 0	8 1 . 1	8 . 1	1 0 . 8	0	0

(2) 終 業 時 刻 に 対 す る 意 識

仕事の終業時刻に対する意識について「適当である」は男女とも 1 5 時以降 1 7 時 5 9 分以前が 7 7 % を上回っており、特に、女子で 1 5 時以降 1 6 時 5 9 分以前が 8 8 % と高い。また、1 8 時以降で「遅すぎる」の割合も急に高くなり、女子では 4 9 % と「適当である」(4 7 %) を上回り、男子でも 3 5 % とかなり多くなる。(第 1 3 表)

第 1 3 表 終業時刻に対する意識

(%)

			計	適当である	早すぎる	遅すぎる	その他	不 明
計			100.0	75.6	4.6	18.3	1.4	0.2
終 業 時 間	男	12時00分以降 14時59分以前	—	—	—	—	—	—
		15:00～16:59	100.0	77.2	9.1	12.5	0.7	0.5
		17:00～17:59	100.0	77.3	2.2	19.3	1.1	0
		18:00～18:59	100.0	55.0	5.0	35.0	5.0	0
		19:00～19:59	—	—	—	—	—	—
		20:00～20:59	—	—	—	—	—	—
		21:00～11:59	—	—	—	—	—	—
	女	計	100.0	79.6	1.7	16.5	1.5	0.6
		12時00分以降 14時59分以前	—	—	—	—	—	—
		15:00～16:59	100.0	87.5	3.9	7.4	0.5	0.4
		17:00～17:59	100.0	77.0	0.6	20.4	1.4	0.7
		18:00～18:59	100.0	47.4	0	48.7	2.6	1.3
		19:00～19:59	—	—	—	—	—	—
		20:00～20:59	—	—	—	—	—	—
		21:00～11:59	—	—	—	—	—	—

3. 残業に対する意識

残業に対する意識について、女子では「なるべくしたくない」が68%であるのに対し、男子では50%である。これに対し、「収入との関係から残業は多いほどよい」（以下「多いほどよい」という。）では男子が18%、女子が8%、「必要な時はやむを得ないが残業が多すぎる」（以下「多すぎる」という。）では男子は15%、女子は8%である。

これを1カ月間の残業時間数別にみると、女子では18時間以上で「多すぎる」が30%近くに増加し、「なるべくしたくない」は50%以下に低下する。これに対し、男子では24時間以上では「多いほどよい」と考える者が20%以上おり、「多すぎる」は30時間以上で37%と急増する。

年齢別では、男女とも年齢による差はあまりないが、男女とも20歳台が「多いほどよい」が少なく、「多すぎる」、「なるべくしたくない」が多い傾向にある。（第14表）

第 1 4 表 残業に対する意識

(%)

		男						女					
		計	多 よ い ほ ど	多 す ぎ る	し た く な い べ く	そ の 他	不 明	計	多 よ い ほ ど	多 す ぎ る	し た く な い べ く	そ の 他	不 明
残 業 時 間	計	100.0	17.7	15.2	49.6	15.4	2.0	100.0	7.6	7.5	67.7	14.5	2.7
	残 業 あ り	100.0	18.6	18.5	46.3	15.3	1.3	100.0	9.0	11.3	61.6	15.9	2.2
	3 時 間 未 満	100.0	15.7	4.9	59.8	17.6	2.0	100.0	2.2	5.4	73.9	17.0	1.4
	3 時 間 以 上 6 時 間 未 満	100.0	13.8	6.9	60.0	18.6	0.7	100.0	5.9	5.1	69.8	16.9	2.3
	6 時 間 以 上 1 2 時 間 未 満	100.0	16.9	8.3	56.6	17.6	0.7	100.0	11.1	7.3	64.6	14.9	2.1
	1 2 時 間 以 上 1 8 時 間 未 満	100.0	14.3	17.6	50.0	16.2	1.9	100.0	15.8	13.0	53.0	16.2	2.0
	1 8 時 間 以 上 2 4 時 間 未 満	100.0	18.9	15.3	49.0	15.3	1.5	100.0	10.4	27.9	43.5	15.6	2.6
	2 4 時 間 以 上 3 0 時 間 未 満	100.0	24.5	17.6	42.2	14.7	1.0	100.0	7.6	30.3	42.4	16.7	3.0
	3 0 時 間 以 上	100.0	23.1	37.1	26.9	11.3	1.6	100.0	11.6	31.9	40.6	11.6	4.3
	残 業 な し	100.0	14.8	3.8	61.5	15.8	4.3	100.0	5.8	2.9	75.2	12.8	3.2
年 令	計	100.0	17.7	15.2	49.6	15.4	2.0	100.0	7.6	7.5	67.7	14.5	2.7
	1 9 歳 以 前	100.0	32.8	13.1	41.0	9.8	3.3	100.0	11.2	9.1	58.6	19.0	2.2
	2 0 歳 以 後 2 9 歳 以 前	100.0	13.8	17.6	53.3	14.2	1.0	100.0	4.9	7.4	73.0	13.1	1.5
	3 0 歳 以 後 3 9 歳 以 前	100.0	18.2	14.4	46.9	18.4	2.1	100.0	9.3	6.2	67.4	12.3	4.8
	4 0 歳 以 後 4 9 歳 以 前	100.0	24.2	12.9	46.7	13.3	2.9	100.0	12.3	9.6	58.2	16.8	3.1
	5 0 歳 以 後 5 9 歳 以 前	100.0	28.1	4.5	43.8	18.0	5.6	100.0	12.8	5.5	54.9	20.1	6.7
	6 0 歳 以 後	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

4. 深夜労働に対する意識

深夜労働に就いている労働者の深夜労働に対する男女別の意識については、「仕事の性質上やるのが当然」（以下「やるのが当然」という。）と考えている労働者は女子の方が53%で男子よりも高い。一方、「したくないが仕方がない」（以下「仕方がない」という。）及び「深夜労働のない仕事にかわりたい」（以下「かわりたい」という。）と考えている労働者の割合は男子の方が高い。

職種別にみた深夜労働に対する意識では、「やるのが当然」と考えている労働者は、専門的技術的職業従事者では男子の39%に対し、女子は63%、また、事務従事者では女子の25%に対し、男子が61%で、深夜労働に対して男女間に大きな意識の差がみられる。「かわりたい」と考えている労働者の割合が高い職種は、運輸・通信従事者と事務従事者の女子及び技能工・生産工程作業従事者の男子などである。

○深夜労働に就いていない労働者の男女別の深夜労働に対する意識については、「仕事に必要ならやってもよい」は男子45%、女子19%、「したくない」は男子49%、女子75%であり、「したくない」と考える女子の比率が高い。また、男女とも「手当が多ければやってもよい」が3～5%の範囲で低い。

職種別にみた深夜労働に対する意識では、男女とも管理的職業従事者において、「仕事に必要ならやってもよい」と考えている労働者の割合が高く、男子で68%、女子で50%となっている。また、他の職種では男子では「仕事に必要ならやってもよい」及び「したくない」に大きな開きがないのに対して、女子では「仕事に必要ならやってもよい」と「したくない」を比べれば、「したくない」の割合が高い。さらに、運輸・通信従事者及びサービス職業従事者で「手当が多ければやってもよい」が10%台と他の職種と比較して高くなっている。（第15表）

第 15 表 深夜労働に対する意識別労働者の割合

(%)

		男					女				
		計	やがる 当然然	仕な 方が	かた わい り	そ の 他	計	やがる 当然然	仕な 方が	かた わい り	そ の 他
深夜労働 について いる者	計	100.0	47.6	37.2	12.6	2.6	100.0	53.4	35.0	7.4	4.3
	専門的技術的職業従事者	100.0	38.5	50.0	11.5	0	100.0	62.5	29.2	6.9	1.4
	管理的職業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	事務従事者	100.0	60.6	18.2	12.1	9.1	100.0	25.0	37.5	12.5	25.0
	販売従事者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信従事者	100.0	50.0	43.3	6.7	0	100.0	56.5	26.1	13.0	4.3
	技能工・生産工程作業従事者	100.0	44.1	39.0	14.6	2.3	100.0	29.7	56.8	5.4	8.1
	サービス職業従事者	100.0	73.7	18.4	5.3	2.6	100.0	70.0	25.0	5.0	0
	その他	100.0	90.0	10.0	0	0	—	—	—	—	—
	不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

		男					女				
		計	や 仕事 に 必要 なら	や って も 多 け れ ば	し た く な い	そ の 他	計	や 仕事 に 必要 なら	や って も 多 け れ ば	し た く な い	そ の 他
深夜労働 について いない者	計	100.0	44.5	5.4	48.7	1.4	100.0	18.5	3.3	75.3	2.8
	専門的技術的職業従事者	100.0	45.8	3.6	47.0	3.6	100.0	28.2	1.8	63.6	6.4
	管理的職業従事者	100.0	68.2	0	27.3	4.5	100.0	50.0	0	30.0	20.0
	事務従事者	100.0	50.5	1.7	45.7	2.2	100.0	18.2	1.7	77.3	2.8
	販売従事者	100.0	42.6	5.9	50.0	1.5	100.0	16.2	7.4	75.0	1.5
	運輸・通信従事者	100.0	40.0	14.3	45.7	0	100.0	18.8	10.0	70.0	1.3
	技能工・生産工程作業従事者	100.0	39.2	7.3	52.8	0.7	100.0	17.2	3.9	76.4	2.5
	サービス職業従事者	100.0	50.0	10.7	39.3	0	100.0	21.0	10.9	63.9	4.2
	その他	100.0	37.5	12.5	50.0	0	100.0	42.9	0	50.0	7.1
	不明	—	—	—	—	—	100.0	13.3	6.7	80.0	0

5. 休日労働に対する意識

休日労働に対する意識については、「仕事に必要ならば当然である」（以下「当然である」という。）と考える労働者では男子（36％）で割合が高く、「休日は休みたい」では女子（69％）で割合が高い。「手当がよければやってもよい」（以下「やってもよい」という。）は男女とも5％である。

休日労働の有無別では、「当然である」と「やってもよい」では男女とも休日労働をしたものが割合が高く、また「休日は休みたい」では休日労働をしないものの割合が高い。

職種別にみると、男女とも管理的職業従事者が「仕事に必要ならば当然」と考えるものが高くなっている。男子の他の職種の労働者で「仕事に必要ならば当然」と考えているものは25～42％の割合であるのに対し、女子では15～26％で全体的に低い割合となっている。さらに、「休日は休みたい」と考えている労働者は、男女とも管理的職業従事者を除いた他の職種では5割を超えているが、男子では5割台であるのに対し、女子では6割以上を占め、とくに事務従事者及び販売従事者の女子では7割以上のものが「休日は休みたい」と考えている。（第16表）

第16表 休日労働に対する意識

(%)

		男						女					
		計	当然 ある で	やも つて い	休み たい は 休	そ の 他	不 明	計	当然 ある で	やも つて い	休み たい は 休	そ の 他	不 明
休 日 有 無 別	計	100.0	35.6	5.2	54.0	2.2	2.9	100.0	21.4	4.9	68.8	2.1	2.7
	休日労働をした	100.0	43.2	7.5	44.0	1.5	3.9	100.0	34.7	7.6	53.5	1.8	2.4
	休日労働をしない	100.0	33.7	4.7	56.9	2.4	2.4	100.0	20.6	4.8	70.0	2.1	2.5
職 種 別	専門的技術的職業 従事者	100.0	37.6	2.8	54.1	3.7	1.8	100.0	25.5	3.2	62.2	4.3	4.8
	管理的職業従事者	100.0	51.7	0	44.8	0	3.4	100.0	72.7	0	27.3	0	0
	事務従事者	100.0	42.1	1.8	51.1	2.6	2.4	100.0	22.2	2.5	71.2	2.4	1.8
	販売従事者	100.0	33.8	1.3	54.5	3.9	6.5	100.0	15.3	6.9	75.0	1.4	1.4
	運輸・通信従事者	100.0	25.4	12.7	57.1	0	4.8	100.0	20.0	7.6	62.9	4.8	4.8
	技能工・生産工程 作業従事者	100.0	33.6	6.4	55.0	2.2	2.8	100.0	19.8	6.9	69.4	1.2	2.7
	サービス職業従事者	100.0	25.5	13.8	56.4	0	4.3	100.0	21.5	9.7	61.1	2.8	4.9
	その他	100.0	44.4	0	55.6	0	0	100.0	38.9	11.1	27.8	0	22.2
	不明	100.0	0	0	100.0	0	0	100.0	11.8	11.8	70.6	0	5.9

6. 労働基準法による労働時間等の制限に関する意識

(1) 女子の労働時間等の保護に関する意識

イ 女子に対する制限の必要性

女子の労働時間等に関する制限について、「何らかの制限は必要である」が男女とも80%台と圧倒的に多く、「特別の制限は必要でない」が男子で9%、女子で5%とやや男子の方が高い。

年令別にみると、「何らかの制限は必要である」は、男子の場合、19歳以下の年令層で67%と比較的低いが、他の年令層は80%前後となっている。女子の場合は20歳以上29歳以下の年令層が86%で最も多く、年令が高くなるにつれて漸減している。「特別の制限は必要でない」は各年齢とも4~6%である。

学歴別にみると、「何らかの制限は必要である」は男女とも学歴が高くなるにしたがって高くなる傾向にある。

勤続年数別にみると、男女とも勤続年数が1年未満では「何らかの制限が必要である」が低く、「分らない」が高くなっているが、この傾向は特に男子で著しい。

職種別にみると、「何らかの制限は必要である」は、男子の場合、販売従事者、事務従事者及び管理的職業従事者が比較的高く、83~86%となっているのに対し、運輸・通信従事者は71%で比較的低い。一方、女子の場合は、販売従事者と専門的技術的職業従事者においてそれぞれ93%と91%と高くなっているが、サービス職業従事者は70%と低い。また、「特別の制限は必要なし」は男子の場合、運輸・通信従事者と管理的職業従事者において14%と比較的高いのに対し、女子の場合は各職種とも6%以下となっている。

規模別にみると、「何らかの制限は必要である」は男女とも規模が大きくなるほど高くなり、男子の場合、30~99人の76%に対し500人以上は84%、また、女子の場合、30~99人の73%に対し、500人以上では86%となっている。また、「特別の制限は必要でない」は男女とも規模によって大きな差はみられない。

役職の有無別にみると、男子の場合、「何らかの制限は必要である」及び「特別な制限は必要でない」とも役職「有」の方が若干高くなっているが、女子の場合、「何らかの制限は必要である」は役職の有無で差はなく、「特別な制限は必要なし」は役職「有」の方が若干高くなっている。(第17表)

第 17 表 女子に対する制限の必要性

(%)

		男						女					
		計	何は必要である らかの制限	特別な制限は 必要でない	分らない	その他	不明	計	何は必要である らかの制限	特別な制限は 必要でない	分らない	その他	不明
年令	計	100.0	80.2	9.1	8.8	0.2	1.7	100.0	82.4	4.5	11.4	0.2	1.5
	19歳以下	100.0	67.2	13.1	16.4	0	3.3	100.0	80.2	4.7	14.2	0	0.9
	20歳以上 29歳以下	100.0	81.5	7.7	9.0	0.3	1.5	100.0	86.3	4.1	9.1	0.1	0.5
	30～39	100.0	81.4	9.9	7.1	0.2	1.3	100.0	79.5	4.2	12.8	0.2	3.3
	40～49	100.0	76.3	12.5	9.2	0	2.1	100.0	76.7	6.0	14.3	0.4	2.5
	50～59	100.0	79.8	6.7	10.1	0	3.4	100.0	72.6	4.3	18.9	0	4.3
	60歳以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学歴	小学・新中卒	100.0	75.6	8.4	13.2	0	2.7	100.0	73.0	6.5	18.3	0	2.2
	旧中・新高卒	100.0	80.7	9.0	8.4	0.4	1.5	100.0	85.0	4.0	9.5	0.2	1.2
	高専・短大卒	100.0	83.1	10.2	5.1	0	1.7	100.0	91.3	2.1	5.8	0.4	0.4
	旧大・新大卒以上	100.0	84.8	9.7	4.3	0	1.1	100.0	96.9	3.1	0	0	0
勤続年数	1年未満	100.0	60.7	14.3	21.4	0	3.6	100.0	76.9	3.8	18.3	0	1.0
	1年以上3年未満	100.0	74.4	9.1	13.6	0	2.9	100.0	83.9	4.7	9.7	0.3	1.4
	3～5	100.0	82.4	7.0	8.6	0.3	1.6	100.0	83.3	4.1	11.9	0.1	0.6
	5～10	100.0	80.9	9.3	8.4	0.4	1.1	100.0	82.4	4.2	12.1	0.1	1.2
	10年以上	100.0	81.7	9.8	6.6	0.2	1.8	100.0	81.3	4.9	10.6	0.2	3.0
職種	専門的技術的職業従事者	100.0	80.7	11.9	7.3	0	0	100.0	91.0	3.2	4.8	0	1.1
	管理的職業従事者	100.0	82.8	13.8	3.4	0	0	—	—	—	—	—	—
	事務従事者	100.0	83.6	8.8	5.9	0.2	1.5	100.0	87.3	4.0	7.6	0.2	0.9
	販売従事者	100.0	85.7	7.8	5.2	0	1.3	100.0	93.1	2.8	2.8	0	1.4
	運輸・通信従事者	100.0	71.4	14.3	14.3	0	0	100.0	81.0	4.8	8.6	0	5.7
	技能工・生産工程作業従事者	100.0	79.2	8.4	9.8	0.3	2.3	100.0	76.9	5.1	16.3	0.2	1.5
	サービス職業従事者	100.0	75.5	9.6	13.8	0	1.1	100.0	70.1	6.3	21.5	0.7	1.4
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
規模	30～99人	100.0	75.6	10.4	12.0	0	2.0	100.0	73.2	4.7	20.6	0.2	1.4
	100～499人	100.0	77.3	9.7	10.3	0.5	2.3	100.0	82.6	3.8	11.6	0.2	1.8
	500人以上	100.0	84.1	8.2	6.4	0.1	1.2	100.0	85.7	4.9	8.0	0.1	1.3
役職	有	100.0	83.4	10.6	4.6	0	1.4	100.0	81.9	6.6	7.5	0.4	3.5
	無	100.0	79.2	8.6	10.1	0.3	1.8	100.0	82.5	4.3	11.7	0.1	1.3

ロ 女子に対して制限すべき事項又は対象（「何らかの制限は必要」の内訳）

女子について「何らかの制限は必要である」という場合の制限すべき事項又は対象について、「現在の制限はすべて必要である」（以下「制限はすべて必要」という。）は男子の46％に対し、女子は54％と高く、「必要な事項もあり、必要でない事項もある」（以下「必要な事項もある」という。）は女子の26％に対し、男子は34％と高くなっている。また、「必要な労働者もあり、必要でない労働者もある」（以下「必要な労働者もある」という。）は男女とも差はない。

年齢別にみると、「制限はすべて必要」は男子でおおむね年齢が高いほど割合が高く、女子では年齢による差はあまりない。

学歴別にみると、「制限はすべて必要」は男女とも学歴が高くなるほど漸減しており、女子の場合、「小学・新中卒」の61％に対し、「旧大・新大卒以上」は44％となっている。「必要な事項もある」は男女ともおおむね学歴が高くなるにつれて増えている。

勤続年数別にみると、男子はおおむね勤続年数が長くなるにつれ、「制限はすべて必要」の割合が高くなる傾向がある。

職種別にみると、「制限はすべて必要」は、男女とも技能工・生産工程作業従事者が最も多く、それぞれ51％、63％であるのに対し、管理的職業従事者はそれぞれ33％、30％で最も少ない。「必要な事項もある」は男子が事務従事者が41％、女子は管理的職業従事者が50％と最も高い。また、「必要な労働者もある」は男子の場合、管理的職業従事者が最も多く25％であり、女子の場合は販売従事者の33％が最も多い。

規模別にみると、男女とも「必要な労働者もある」は、規模が大きくなるほど低くなるのに対し、逆に、「必要な事項もある」は高くなる。

役職の有無別にみると、女子では「制限はすべて必要」で役職「有」が低いのに対し、「必要な事項もある」及び「必要な労働者もある」では役職「有」の方が高い。（第18表）

第18表 女子に対して制限すべき事項又は対象

(%)

		男							女						
		何必要である 制限は	計	制限 は必要	必要 な事	必要 な労働	その他	不明	何必要である 制限は	計	制限 は必要	必要 な事	必要 な労働	その他	不明
計		80.2	100.0	45.7	33.8	18.9	0.3	1.3	82.4	100.0	54.3	26.1	17.7	0.5	1.3
年令	19歳以下	67.2	100.0	46.3	34.1	19.5	0	0	80.2	100.0	55.9	27.4	15.6	0.5	0.5
	20歳以上 29歳以下	81.5	100.0	46.2	32.7	19.8	0.3	1.0	86.3	100.0	53.8	27.1	17.0	0.6	1.5
	30～39	81.4	100.0	39.6	37.3	20.7	0.5	1.8	79.5	100.0	54.6	23.5	20.2	0.3	1.4
	40～49	76.3	100.0	53.0	31.7	13.1	0.5	1.6	76.7	100.0	55.4	23.6	20.1	0.3	0.6
	50～59	79.8	100.0	59.2	29.6	9.9	0	1.4	72.4	100.0	53.8	28.6	15.1	1.7	0.8
	60歳以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学歴	小学・新中卒	75.6	100.0	55.1	28.9	14.8	0.3	0.9	73.0	100.0	61.1	22.1	15.0	0.9	1.0
	旧中・新高卒	80.7	100.0	44.5	33.9	20.3	0.4	0.9	85.0	100.0	53.1	26.3	19.1	0.4	1.1
	高専・短大卒	83.1	100.0	44.9	40.8	12.2	0	2.0	91.3	100.0	47.3	35.0	14.5	0.5	2.7
	旧大・新大卒以上	84.8	100.0	38.5	37.5	20.9	0.3	2.7	96.9	100.0	44.4	31.7	19.0	1.6	3.2
勤続年数	1年未満	—	—	—	—	—	—	—	76.9	100.0	48.8	31.3	20.0	0	0
	1年以上3年未満	74.4	100.0	41.7	33.3	23.3	0.6	1.1	83.9	100.0	51.4	27.8	18.3	0.7	1.8
	3～5	82.4	100.0	42.2	32.6	23.6	0.8	0.8	83.3	100.0	57.0	24.0	17.6	0.8	0.5
	5～10	80.9	100.0	48.4	32.8	16.7	0.2	2.0	82.4	100.0	56.3	25.0	17.0	0.1	1.3
	10年以上	81.7	100.0	46.5	35.5	16.6	0.2	1.1	81.3	100.0	51.8	27.4	18.5	0.6	1.8
職種	専門的技術的職業従事者	80.7	100.0	42.0	36.4	20.5	0	1.1	91.0	100.0	45.0	28.1	22.8	0.6	3.5
	管理的職業従事者	82.8	100.0	33.3	37.5	25.0	0	4.2	90.9	100.0	30.0	50.0	20.0	0	0
	事務従事者	83.6	100.0	37.5	40.7	20.2	0.3	1.2	87.3	100.0	49.5	29.6	18.7	0.5	1.6
	販売従事者	85.7	100.0	47.0	28.8	21.2	0	3.0	93.1	100.0	50.7	16.4	32.8	0	0
	運輸・通信従事者	71.4	100.0	44.0	37.8	17.8	0	0	81.0	100.0	54.1	27.1	17.6	0	1.2
	技能工・生産工程作業従事者	79.2	100.0	50.9	30.5	17.4	0.4	0.8	76.9	100.0	62.9	21.0	14.8	0.7	0.6
	サービス職業従事者	75.5	100.0	40.8	33.8	19.7	1.4	4.2	70.1	100.0	51.5	32.7	14.9	0	1.0
	その他	83.3	100.0	53.3	20.0	26.7	0	0	—	—	—	—	—	—	—
規模	30～99人	75.6	100.0	46.0	29.6	23.0	0.4	0.9	73.2	100.0	56.1	21.0	21.3	1.1	0.5
	100～499人	77.3	100.0	46.9	31.6	19.7	0.6	1.2	82.6	100.0	57.0	23.7	17.8	0.6	0.9
	500人以上	84.1	100.0	44.8	36.5	17.0	0.1	1.5	85.7	100.0	51.8	29.5	16.6	0.3	1.7
役職	有	83.4	100.0	44.0	38.2	15.5	0.3	1.9	81.9	100.0	47.8	29.0	21.5	0.5	1.1
	無	79.2	100.0	46.1	32.4	20.0	0.4	1.1	82.5	100.0	54.8	25.9	17.5	0.5	1.3

ハ 女子に対して制限が必要な理由

女子の労働時間等に関する制限が必要な理由については、男女間にあまり大きな差はみられず、男女とも「女子の体力的特質から」（以下「体力的特質」という。）（男子43%、女子42%）が最も多く、次いで「母性保護の見地から」（男子34%、女子32%）、「家事・育児との両立のため」（男子24%、女子30%）の順となっている。

年令別にみると、「体力的特質」については、男女とも19歳以下で最も高く、男子49%、女子59%、次いで20歳以上29歳以下の45%、44%となっている。「母性保護の見地から」については、男子の場合、19歳以下が低い以外、各年令とも差がなく、女子の場合は40歳未満が高い。その中でも20歳以上29歳以下で最も高く36%である。「家事・育児との両立のため」については、男子の場合、年令が高くなるほど割合が高くなり、女子の場合、若い層が低く、30歳以上39歳以下で最も高く44%、次いで40歳以上49歳以下の42%となっており、それ以上では再び低くなる。

学歴別にみると、「体力的特質」については、男女とも学歴による差はみられないが、「母性保護の見地から」については、男女ともおおむね高学歴が高く、「家事・育児との両立のため」については、男女とも学歴が低い方が高くなっている。

勤続年数別にみると、男女ともおおむね同じ傾向にあり、「体力的特質」については、勤続1年以上3年未満で多く、「母性保護の見地から」及び「家事と育児の両立のため」については、おおむね5年以上で多くなっている。特に「家事・育児との両立のため」は勤続年数が長くなるに従い、増加する。

職種別にみると、「体力的特質」については、男子の場合、管理的職業従事者及び運輸・通信従事者で多く、また、女子の場合は、サービス職業従事者で高い。「母性保護の見地から」については男女とも専門的技術的職業従事者が50%と高い。「家事・育児との両立のため」については、女子では技術的・生産工程作業従事者と専門的技術的職業従事者が高く、男子では管理的職業従事者及び運輸・通信従事者が高い。

規模別にみると、男子の場合、「体力的特質」及び「母性保護の見地から」については、規模による差はあまりないが、「家事・育児との両立のため」については、規模が小さいほど割合が高い。また、女子の場合は、「体力的特質」については規模による差はあまりないが、「母性保護の見地から」は規模が大きくなるほど高く、30～99人の24%に対し、500人以上では37%となっている。

さらに、「家事・育児との両立のため」は規模が小さくなるほど多く、500人以上の25%に対し、30～99人では38%となっている。

役職の有無別にみると、男子の場合、いずれの理由についても役職の有無による差はあまりみられない。女子の場合は、「体力的特質」について、役職「有」が37%に対し、「無」の場合は43%と多くなっているが、その他の理由については役職の有無による差はあまりみられない。（第19表）

第 19 表 女子に対して制限が必要な理由

(第)

		男							女						
		何は ら必要 で 制限 ある	計	体 力 的 特 質	母 性 保 護 の	家 事 の 両 立 の た め ・ 育 児 と	そ の 他	不 明	何は ら必要 で 制限 ある	計	体 力 的 特 質	母 性 保 護 の	家 事 の 両 立 の た め ・ 育 児 と	そ の 他	不 明
計		80.2	100.0	42.7	34.4	23.9	6.1	10.8	82.4	100.0	42.4	32.4	29.5	6.7	8.6
年 令	19歳以下	67.2	100.0	48.8	17.1	14.6	14.6	12.2	80.2	100.0	58.5	31.7	17.7	5.4	8.1
	20歳以上 29歳以下	81.5	100.0	44.7	34.5	22.0	6.5	9.5	86.3	100.0	43.5	36.0	24.1	8.5	9.0
	30～39	81.4	100.0	39.4	37.3	21.9	6.9	12.4	79.5	100.0	33.0	29.6	44.3	5.0	7.8
	40～49	76.3	100.0	43.2	33.3	32.2	2.7	9.3	76.7	100.0	39.1	24.2	42.0	3.2	7.9
	50～59	79.8	100.0	33.8	31.0	40.3	1.4	18.3	72.6	100.0	42.0	22.7	30.3	3.4	10.1
	60歳以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学 歴	小学・新中卒	75.6	100.0	39.2	30.7	34.0	3.6	13.6	73.0	100.0	41.2	27.6	36.9	2.4	7.5
	旧中・新高卒	80.7	100.0	41.4	32.8	23.1	6.2	11.4	85.0	100.0	43.7	31.8	27.0	7.8	8.7
	高専・短大卒	83.1	100.0	36.7	49.0	24.5	10.2	6.1	91.3	100.0	36.4	47.3	29.5	8.2	11.8
	旧大・新大卒以上	84.8	100.0	51.7	40.5	14.5	8.1	6.4	96.9	100.0	42.9	44.4	25.4	17.5	4.8
勤 続 年 数	1年未満	60.7	—	—	—	—	—	—	76.9	100.0	53.3	28.8	22.5	11.3	2.5
	1年以上3年未満	74.4	100.0	51.1	32.2	21.1	7.2	11.1	83.9	100.0	46.3	32.0	24.1	7.4	10.3
	3年～5年	82.4	100.0	37.6	31.8	20.5	9.7	14.0	83.3	100.0	46.9	30.0	25.2	7.0	8.8
	5年～10年	80.9	100.0	45.8	36.2	24.7	4.8	8.9	82.4	100.0	36.5	34.5	34.5	6.9	8.5
	10年以上	81.7	100.0	39.8	34.8	25.4	5.0	11.0	81.3	100.0	39.5	33.5	34.8	4.5	7.4
職 種	専門的技術的職 業従事者	80.7	100.0	33.0	50.0	27.3	1.1	12.5	91.0	100.0	29.2	50.3	35.7	7.0	11.1
	管理的職業従事者	82.8	100.0	66.7	25.0	33.3	0	0	—	—	—	—	—	—	—
	事務従事者	83.6	100.0	44.4	39.9	13.1	10.0	9.7	87.3	100.0	43.0	31.7	24.4	9.6	10.0
	販売従事者	85.7	100.0	45.5	27.3	19.7	7.6	7.6	93.1	100.0	44.8	32.8	17.9	20.9	3.0
	運輸・通信従事者	71.4	100.0	57.8	33.3	31.1	2.2	13.3	81.0	100.0	42.4	42.4	10.6	5.9	9.4
	技術的・生産工 程作業従事者	79.2	100.0	40.1	31.3	28.6	5.6	11.2	76.9	100.0	42.5	28.4	38.4	2.6	6.2
	サービス職業従 事者	75.5	100.0	56.3	32.4	18.3	0	14.1	70.1	100.0	52.5	34.7	27.7	1.0	11.9
	その他	83.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
規 模	30～99人	75.6	100.0	42.5	35.4	32.3	4.9	11.1	73.2	100.0	39.6	23.7	37.5	6.4	8.5
	100～499人	77.3	100.0	43.2	31.8	26.2	5.9	10.7	82.6	100.0	44.3	30.3	32.2	5.4	7.5
	500人以上	84.1	100.0	42.3	35.9	19.6	6.7	10.9	85.7	100.0	41.9	36.8	24.9	7.8	9.5
役 職	有	83.4	100.0	42.1	36.3	24.4	6.6	10.5	81.9	100.0	36.6	34.9	23.5	6.5	9.1
	無	79.2	100.0	42.9	33.8	23.7	5.9	11.0	82.5	100.0	42.9	32.2	29.6	6.7	8.6

二 女子に対する制限の設け方

女子の労働時間等に関する制限について、「必要な事項もあり、必要でない事項もある」又は「必要な労働者もあり、必要でない労働者もある」という場合に、その制限の設け方については、「制限の大枠だけを決めて弾力的に運用する」（以下「制限の大枠」という。）は女子 40 %に対し、男子は 50 %と高くなっており、また、「必要な労働者について必要な制限を設ける」（以下「必要な制限」という。）については、男子 48 %に対し、女子は 58 %と高い。

年令別にみると、男子の場合、「制限の大枠」は 19 歳以下で 19 %と低いが、年令が高くなるほど割合が高くなるのに対し、「必要な制限」は 19 歳以下の 82 %から急に低くなり、年令が高くなるほど割合が低くなる傾向がある。女子の場合は「必要な制限」が各年令とも過半数以上と高い。

学歴別にみると、男子の場合、「制限の大枠」では高学歴ほど高い割合であり、「必要な制限」では学歴が低い方が高い割合である。

女子について「制限の大枠」が最も高いのは、「高専・短大卒」の 54 %を除き、他は「必要な制限」が最も高い。

勤続年数別にみると、男子の場合、勤続年数が多くなるにつれておおむね「制限の大枠」の割合が高くなり、逆に「必要な制限」の割合が低くなっている。女子の場合は各勤続年数による差はみられない。

職種別にみると、男子の場合、管理的職業従事者と事務従事者で「制限の大枠」が高い。女子では各職種とも「必要な制限」が高いが、その中でも販売従事者、運輸・通信従事者及び技能工・生産工程作業従事者では 70 %近い高率である。

規模別にみると、男女ともに、規模が大きくなるに従って「制限の大枠」の割合が漸増し、逆に、「必要な制限」の割合は漸減している。

役職の有無別にみると、男女とも役職「有」の方が「制限の大枠」の割合が高く、逆に、「無」の場合は「必要な制限」の割合が高い。（第 20 表）

第20表 女子に対する制限の設け方

(第)

		男						女					
		必要な事項もある及び必要な労働者もあるの合計						必要な事項もある及び必要な労働者もあるの合計					
		計	制大 限の 枠	必制 要な 限	そ の 他	不 明		計	制大 限の 枠	必制 要な 限	そ の 他	不 明	
計		52.7	100.0	50.4	48.3	0.8	0.5	43.8	100.0	39.6	58.2	0.7	1.5
年 令	1 9 歳 以 下	53.6	100.0	18.2	81.8	0	0	43.0	100.0	30.0	66.3	1.3	2.5
	2 0 歳 以 上 2 9 歳 以 下	52.5	100.0	48.5	49.6	1.1	0.8	44.1	100.0	42.0	55.0	1.1	1.9
	3 0 ～ 3 9	57.0	100.0	54.0	44.8	0.8	0.4	43.7	100.0	34.2	65.8	0	0
	4 0 ～ 4 9	44.8	100.0	56.1	43.9	0	0	43.7	100.0	37.3	61.3	0	1.3
	5 0 ～ 5 9	39.5	100.0	57.1	42.9	0	0	43.7	100.0	48.1	51.9	0	0
	6 0 歳 以 上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学 歴	小 学 ・ 新 中 卒	43.7	100.0	42.1	56.6	0	1.4	37.1	100.0	28.9	67.9	0.5	2.8
	旧 中 ・ 新 高 卒	54.2	100.0	48.6	50.2	0.7	0.5	45.4	100.0	40.5	57.5	0.8	1.1
	高 専 ・ 短 大 卒	53.0	100.0	57.7	42.3	0	0	49.5	100.0	54.1	45.0	0	0.9
	旧大・新大卒以上	58.4	100.0	61.8	36.4	1.7	0	50.7	100.0	43.8	53.1	3.1	0
動 続 年 数	1 年 未 満	—	—	—	—	—	—	51.3	100.0	39.0	61.0	0	0
	1年以上3年未満	56.6	100.0	49.0	49.0	1.0	1.0	46.1	100.0	39.6	56.1	2.0	2.4
	3 年 ～ 5 年	56.2	100.0	44.1	55.2	0.7	0	41.6	100.0	39.8	58.2	0.8	1.2
	5 年 ～ 10 年	48.5	100.0	53.1	44.7	1.3	0.9	42.2	100.0	37.2	60.8	0.3	1.7
	1 0 年 以 上	52.1	100.0	52.7	46.6	0.4	0.4	45.9	100.0	42.4	56.8	0	0.8
職 種	専門的技術的職業従事者	56.9	100.0	48.0	50.0	2.0	0	50.9	100.0	32.2	64.4	1.1	2.3
	管理的職業従事者	62.5	100.0	66.7	33.3	0	0	—	—	—	—	—	—
	事務従事者	60.9	100.0	62.1	36.6	1.3	0	58.3	100.0	48.3	49.7	0.5	1.5
	販売従事者	50.0	100.0	54.5	42.4	0	3.0	49.2	100.0	27.3	72.7	0	0
	運輸・通信従事者	55.6	100.0	44.0	52.0	0	4.0	44.7	100.0	26.3	68.4	2.6	2.6
	技能工・生産工程作業従事者	47.9	100.0	43.1	55.9	0.5	0.5	35.8	100.0	27.9	69.9	1.0	1.3
	サービス職業従事者	43.5	100.0	47.4	52.6	0	0	47.6	100.0	47.9	50.0	0	2.1
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
規 模	3 0 ～ 9 9 人	52.6	100.0	44.5	53.8	0.8	0.8	42.3	100.0	30.8	67.3	0.6	1.3
	1 0 0 ～ 4 9 9 人	51.3	100.0	49.4	50.6	0	0	41.5	100.0	39.1	59.0	0.5	1.3
	5 0 0 人 以 上	53.5	100.0	52.6	45.3	1.3	0.8	46.1	100.0	42.6	54.8	0.9	1.6
役 職	有	53.7	100.0	58.2	40.7	1.0	0	50.5	100.0	50.0	48.9	0	1.1
	無	52.4	100.0	47.7	50.9	0.7	0.7	43.4	100.0	38.7	59.0	0.8	1.5

(2) 男子に対する制限の必要性

○ 男子についても労働時間等に関する労働基準法上の制限を設けることについて、男子の意識は「男子にも制限が必要である」（以下「制限が必要」という。）と回答したものが58%で「男子には制限の必要はない」（以下「制限の必要はない」という。）の32%を大きく上回っている。さらに、制限が必要な場合の制限すべき事項については、「時間外労働には何らかの制限が必要」（以下「時間外労働の制限」という。）と回答した割合が50%で最も高く、次に「深夜労働には何らかの制限が必要」（以下「深夜労働の制限」という。）が45%であり、「休日労働には何らかの制限が必要」（以下「休日労働の制限」という。）と回答した者は26%である。

職種別では、管理的職業従事者を除いては、「制限が必要」と回答したものの割合が50%以上で、「制限の必要はない」の24～38%を大きく上回っているが、管理的職業従事者では、「制限が必要」の28%に対し、「制限の必要はない」が59%に達している。さらに、制限すべき事項については、「時間外労働の制限」と回答したものの割合が最も多い職種は、運輸・通信従事者の65%で事務従事者及び販売従事者も50%以上となっている。「深夜労働の制限」と回答した者の比率が最も高いのは、専門的技術的職業従事者の59%であるが、事務従事者及び販売従事者では3割台で低い。「休日労働の制限」では、販売従事者の37%が他の職種と比較して高く、その他の職種は20%台である。

規模別では、「制限が必要」と回答したものが5割台、「制限の必要はない」が3割台で、規模の大小による差はあまりみられない。さらに、制限すべき事項については、「時間外労働の制限」と回答したものの割合は、規模が小さいほど増え、30～99人規模の事業所で61%と最も割合が高いが、他の規模では4割台である。「深夜労働の制限」では、各規模とも4割台で規模の大小による差はない。「休日労働の制限」については、30～99人規模で33%、他は2割台で規模が小さいほど割合が高くなっている。

○ 男子にも労働時間等に関する労働基準法上の制限を設けることについて、女子の意識は、「制限が必要」は59%、「制限の必要はない」は11%となっており、男子に比べて、「制限が必要」についてはほぼ同じ割合であるが、「制限の必要はない」については、男子の32%に比べて著しく低い。一方、「分らない」と回答した者の割合が28%と高くなっている。さらに、制限が必要な場合の制限すべき事項については、「時間外労働の制限」が48%で最も高く、次いで「深夜労働の制限」46%、また、「休日労働の制限」については26%と低くなっているが、いずれも男子とほぼ同じ割合となっている。

職種別では、男子の場合と同じく管理的職業従事者を除いては「制限が必要」の割合が著しく高く、「制限の必要はない」は10～16%の範囲で低い。管理的職業従事者では「制限が必要

の 36% に対し、「制限の必要はない」とする者が 55% で男子にほぼ近い割合となっている。

さらに、制限が必要な場合の制限すべき事項については、「時間外労働の制限」では専門的技術的職業従事者、販売従事者及び技能工・生産工程作業従事者の割合が高いが、運輸・通信従事者では男子の 65% に対し、女子の場合は 38% で低い割合となっている。また、「深夜労働の制限」では、事務従事者で男子に比べてかなり高く、サービス職業従事者では、逆に、男子よりかなり低い割合となっているほかは各職種とも 40% 以上である。「休日労働の制限」は 21～35% で男子と大きな差はない。

規模別では、「制限が必要」は規模が大きくなるにつれて割合が高くなっているが、「制限の必要はない」は 10～12% の範囲内で規模による差はみられない。さらに、制限すべき事項について、「時間外労働の制限」は規模が小さくなるほど割合が高く、一方、「深夜労働の制限」は規模が大きくなるほど割合が高い。また、「休日労働の制限」は規模による差はあまりみられない。(第 21 表)

第 21 表 男子に対する制限の必要性

(男子)(%)

		労働基準法で男子にも制限を設けることについて						制限すべき事項(制限が必要=100)(M.A)				
		計	制 必 限 が 要	制 要 限 は な い	分 ら な い	そ の 他	不 明	時 間 外 制 限	休 日 制 限	深 夜 制 限	そ の 他	不 明
計		100.0	57.7	31.5	9.3	0.8	0.6	49.7	26.1	45.1	3.2	1.1
職 種 別	専門的技術的職業従事者	100.0	62.4	30.3	5.5	0.9	0.9	42.6	29.4	58.8	4.4	1.5
	管理的職業従事者	100.0	27.6	58.6	10.3	3.4	0	—	—	—	—	—
	事務従事者	100.0	52.2	37.7	8.1	1.5	0.4	54.2	25.6	37.0	4.6	0.8
	販売従事者	100.0	63.6	31.2	3.9	0	1.3	57.1	36.7	30.6	4.1	2.0
	運輸・通信従事者	100.0	54.0	31.7	14.3	0	0	64.7	26.5	41.2	0	2.9
	技能工・生産工程作業従事者	100.0	60.6	28.6	9.8	0.2	0.7	46.6	25.1	48.1	2.6	0.9
	サービス職業従事者	100.0	59.6	23.4	14.3	2.1	0	48.2	23.2	44.6	5.4	3.6
	その他	100.0	50.0	33.3	11.1	5.6	0	—	—	—	—	—
規 模 別	30～99人	100.0	54.5	30.4	13.0	0.7	1.3	60.7	32.5	43.6	2.5	0
	100～499人	100.0	57.4	30.7	10.4	0.9	0.6	44.7	26.3	45.5	2.1	2.6
	500人以上	100.0	59.1	32.6	7.1	0.8	0.4	49.9	24.0	45.1	4.4	0.4

(女子)(%)

		労働基準法で男子にも制限を設けることについて						制限すべき事項(制限が必要=100)(M・A)				
		計	制 必 限 が 要	制 要 限 は の な い	分 ら な い	そ の 他	不 明	時 間 の 外 制 限	休 日 制 限	深 の 夜 制 限	そ の 他	不 明
計		100.0	58.9	10.5	27.7	0.8	2.1	47.9	25.5	46.1	3.6	1.0
職 種 別	専門的技術的職業従事者	100.0	65.4	11.2	19.7	0	3.7	57.7	31.7	47.2	6.5	1.6
	管理的職業従事者	100.0	36.4	54.5	9.1	0	0	—	—	—	—	—
	事務従事者	100.0	64.9	9.6	23.5	0.8	1.3	41.8	24.4	50.6	4.3	0.7
	販売従事者	100.0	72.2	15.3	12.5	0	0	53.8	21.2	40.4	7.7	0
	運輸・通信従事者	100.0	47.6	16.2	24.8	4.8	6.7	38.0	30.0	48.0	2.0	0
	技能工・生産工程作業従事者	100.0	53.2	10.3	33.7	0.6	2.1	54.0	24.8	42.4	2.2	1.3
	サービス職業従事者	100.0	47.9	9.7	38.9	0.7	2.8	50.7	34.8	26.1	1.4	2.9
	その他	100.0	38.9	5.6	44.4	0	11.1	—	—	—	—	—
規 模 別	30～99人	100.0	51.6	12.1	33.3	1.0	2.1	58.1	26.4	38.1	3.4	1.5
	100～499人	100.0	58.2	9.5	29.1	0.8	2.3	49.5	21.4	46.3	3.3	1.4
	500人以上	100.0	62.2	10.7	24.6	0.7	1.9	43.6	28.0	48.5	3.8	0.6

婦人労働特別実態調査

(秘)

個人票

労働省婦人少年局

お願い・この調査は統計の目的にのみ使用するもので、秘密を他にもらしたりするようなことは絶対にありませんのでありのままお答え下さい。
・答に番号のあるものは、あてはまる番号を○で囲んで下さい。□及び()内は具体的に書いて下さい。なお捺印は記入しなくて結構です。

I あなた自身のことについてお尋ねします。

性	年令	学歴	1 小学・新中卒 2 旧中・新高卒 3 高専・短大卒 4 旧大・新大卒以上	この会社 に か け る 勤 続 年 数	年	役職名 又 は 職 階 名	今 し て い る 事 務 の 内 容	(具体的に詳しく)	専1 専門的技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者 4 販売従事者 5 運輸・通信従事者 6 技能工・生産工程作業従事者 7 サービス職業従事者 8 その他
1 男 2 女	才 歴								

II 労働時間についてお尋ねします。

- 1 あなたの仕事の始業時刻、終業時刻は日又は週により異なっていますか。
☐ 1 日によって異なる ☐ 2 週によって異なる ☐ 3 異なるない
- 2 あなたの仕事の始業・終業時刻は何時ですか。また予め定められた労働時間、いわゆる所定労働時間は何時間ですか。日又は週により異なる時は記入例を参照して左側の空欄に曜日、交替制の組名、週名等を記入してからそれぞれの欄に記入して下さい。

始業時刻	終業時刻	休憩時間	1日の労働時間(休憩は除いて下さい)
時 分	時 分	時 分	時間 分

記入例 1	始業時刻	終業時刻	休 憩
月曜～金曜	8時30分	17時00分	1時間00分
土 曜	8時30分	12時00分	時間00分

記入例 2	始業時刻	終業時刻	休 憩
早番の日	6時00分	14時00分	0時間45分
遅番の日	14時00分	22時00分	0時間45分
深夜番の日	22時00分	6時00分	0時間45分

記入例 3	始業時刻	終業時刻	休 憩
第 1 週	8時00分	16時00分	0時間45分
第 2 週	10時00分	18時00分	0時間45分

- 3 労働時間中、職場を離れて仕事をすることがありますか。
☐ 1 外勤等のためしばしばある
☐ 2 時々ある
☐ 3 ない
- 4 過去1ヶ月間(51年7月中。又は7月に相当する賃金締切期間をいう。以下同じ。)に最も長く働いた日の総労働時間(残業も含めます。但し、休憩は除いて下さい。以下同じ。)及びそのうち残業時間は何時間ですか。

総労働時間	うち残業時間
時間 分	時間 分

III 残業についてお尋ねします。

- 5 過去1ヶ月(上記の期間に同じ)に合計何時間くらい残業をしましたか。
約 時間
- 6 上記の期間で残業した日数は何日くらいでしたか。
約 日
- 7 過去1年間(50年8月1日～51年7月31日)であなたの仕事が最も忙しかった時期の1ヶ月間の残業時間はおよそどのくらいですか。
約 時間 (昭和 年 月)

IV 交替制勤務についてお尋ねします。

- 8 あなたは交替制勤務についていますか。
☐ 1 ついている ☐ 2 ついていない
1 一年を通して 2 一定期間だけ (月～ 月)
1 二交替制 2 三交替制 3 その他
1 深夜勤あり (深夜勤とは午後10時から午前5時までの間に働くことをいいます)
2 深夜勤なし

V 深夜労働についてお尋ねします。

- 9 過去1ヶ月間に夜10時以降朝5時までの間に働いたことがありますか。
☐ 1 有 ☐ 2 無
1 交替制勤務についているから 2 残業の延長として 3 通常の労働時間等が深夜にかかるから(3時間未満) 4 通常の労働時間等が深夜にかかるから(3時間以上) 5 その他()
1ヶ月間の日数 日
- 10 過去1年間(昭50.8.1～51.7.31)であなたの仕事が最も忙しかった時期には、残業の延長として深夜労働を行った日数は1ヶ月に何日くらいありましたか。
約 日

VI 休日労働についてお尋ねします。

11 過去1ヶ月に休日労働をしたことがありますか。(ここでの休日労働とは、あらかじめ定められた週に1度の休みの日をいいます。休みの日に働いても代休をもらった時は休日労働にはなりません。又、国民の祝祭日等に働くことも含まず、週休2日制の場合に1日だけ働いても休日労働とはなりません。)

12 過去1年間で最も忙しかった時期の1ヶ月間に休日労働をしたことがありますか。

都道府県番号	事業所番号	産業分類番号	規模番号

1	した	1	1回
2	しない	2	2回
		3	3回
		4	4回以上

1	した	1	1回
2	しない	2	2回
		3	3回
		4	4回以上

VII 次のことに関するあなたのお考えをお聞かせ下さい。

13 あなたは現在の労働時間についてどうお考えですか。

イ 所定労働時間は

1	適当である
2	長すぎる
3	分らない
4	その他()

ロ 総労働時間は

1	適当である
2	長すぎる
3	分らない
4	その他()

14 あなたの仕事の始業時刻、終業時刻についてはどうお考えですか。

イ 始業時刻は

1	適当である
2	早すぎる
3	遅すぎる
4	その他()

ロ 終業時刻は

1	適当である
2	早すぎる
3	遅すぎる
4	その他()

15 あなたは残業についてどう思いますか。

1	収入との関係から残業は多いほどよい
2	必要な時はやむを得ないが残業が多すぎる
3	なるべくしたくない
4	その他()

16 あなたは深夜労働についてどう思いますか。

深夜労働についている人

1	仕事の性質上やるのが当然
2	したくないが仕方がない
3	深夜労働のない仕事にかわりたい
4	その他()

1	仕事に必要なならやってもよい
2	手当が多ければやってもよい
3	したくない
4	その他()

深夜労働についていない人

17 あなたは休日労働についてどう思いますか。

1	仕事に必要なとするのが当然である
2	手当がよければやってもよい
3	休日は休みたい
4	その他()

18 労働基準法では女子の時間外・休日労働、深夜労働に関して種々の制限を設けています。例えば時間外労働は1日2時間、1週6時間、1年150時間以内と定められ、休日労働は特別の場合を除き禁止され、深夜労働は特定の職種に就く者以外出来ないことになっています。このような労働時間等に関する制限についてどう思いますか。また、男子には何ら制限がありませんがこのことについてどのようにお考えですか。

イ

1	何らかの制限は必要である
2	特別な制限は必要でない
3	分らない
4	その他()

1	現在の制限はすべて必要である
2	必要な事項もあり必要でない事項もある
3	必要な労働者もあり、必要でない労働者もある
4	その他()

1	制限の大半だけをきめて、弾力的に適用する
2	必要な労働者について必要な制限を設ける
3	その他()

理由

1	女子の体力的特徴から(例えば筋力が弱いなど)
2	母性保護の見地から(例えば妊娠、出産等に備えるためなど)
3	家事、育児との両立のため
4	その他

ロ

1	男子にも制限が必要である
2	男子には制限の必要はない
3	分らない
4	その他

1	時間外労働には何らかの制限が必要
2	休日労働には何らかの制限が必要
3	深夜労働には何らかの制限が必要
4	その他()

